

令和 2 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9 月 16 日

江南市議会建設産業委員会会議録

---

令和2年9月16日〔水曜日〕午前9時00分開議

---

議 題

議案第57号 江南市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

議案第63号 令和2年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第64号 令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

議案第66号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和元年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和元年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

行政視察について

常任委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（7名）

委員長 尾 関 昭 君 副委員長 長 尾 光 春 君

委 員 鈴 木 貢 君 委 員 古 池 勝 英 君

委員 牧野圭佑君

委員 堀元君

委員 宮田達男君

欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

議長 野下達哉君

副議長 中野裕二君

議員 河合正猛君

議員 稲山明敏君

議員 伊藤吉弘君

議員 大藪豊数君

議員 片山裕之君

議員 石原資泰君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長 松本朋彦君

副主任 前田昌彦君

主任 前田裕地君

主任 岩田智史君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤田和延君

経済環境部長

阿部一郎君

都市整備部長兼危機管理監

野田憲一君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古田義幸君

商工観光課長

山田順一君

商工観光課主幹

横山敦也君

商工観光課副主任

藤田明恵君

商工観光課副主任

駒田直人君

農政課長

菱川秀之君

農政課副主任

岩田浩和君

環境課長

牛尾和司君

環境課主幹	前 田 茂 貴 君
環境課副主幹兼環境事業センター所長	横 川 幸 哉 君
都市計画課長	石 坂 育 己 君
都市計画課主幹	尾 関 高 啓 君
都市整備課長	鶉 飼 篤 市 君
都市整備課主幹	小 林 寛 幸 君
都市整備課副主幹	今 枝 寛 君
土木課長	村 瀬 猛 君
土木課主幹	小 池 浩 司 君
土木課副主幹	青 山 守 君
建築課長	梅 本 孝 哉 君
建築課副主幹	源 内 隆 哲 君
防災安全課長兼防災センター所長	石 川 晶 崇 君
防災安全課主幹	松 本 幸 司 君
防災安全課副主幹	古 川 雄 一 君
水道部下水道課長	伊 藤 達 也 君
水道部下水道課主幹	吉 本 晴 永 君
水道部下水道課副主幹	柴 垣 伸 道 君
水道部下水道課副主幹	青 山 裕 泰 君
水道事業水道部水道課主幹	酒 匂 智 宏 君
水道事業水道部水道課副主幹	加 藤 考 訓 君
水道事業水道部水道課副主幹	安 田 裕 一 君

○委員長 定刻ですので、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。  
皆様方、おはようございます。

建設産業委員会、御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

9 月半ばになり、朝夕も風が涼しくなりました。暦の上では野分の候ということで、野の草を分けるように風が吹く季節ということだそうです。今日、私もこちらに来るに当たり、古知野のまちを抜けてくるところで、ちょうど今日、日柄が大安なんですね。それで古知野のまちで大型商業施設の地鎮祭、あとあれは多分分譲だと思うんですけど、マンションの新築工事の地鎮祭、2 つ、今日同時に行っておりましたので、これから江南市もちよこつとにぎやかになっていくのかなあということを期待しております。

また、国のほうでは今日、国会で新しい内閣も決まりまして実動されるということで、安倍首相の続きということで、また新型コロナウイルス対策のほうを我々もいろいろとお願いしていかないといけないと思っております。

一方、江南市のほうは今回、9 月定例会ということで決算議会・委員会ということで皆様方から多くの御意見をいただけるかと思っております。明日まで目いっぱい 2 日間ありますが、その辺りは皆様方の御意見、我々正・副委員長で上手に運営させていただきたいと思っております。何とぞ御協力のほど、よろしく願いいたします。以上といたします。

あと、時節柄クールビズということで進めたいと思っております。よろしく願いします。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、マスクの着用も適宜とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

続きまして、市長から御挨拶、よろしく願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る 9 月 2 日に 9 月定例会が開会されまして以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

まず最初に、おわびを申し上げなければなりません。本日の中日新聞で報道がありましたように、本市の下水道課におきまして公用車が車検切れの状況で使用されていたということが内部の事務の執行の中で発覚をいたしました

た。もちろん警察等々につきましてはしっかりと対応させていただきましたけれども、こうしたことで発表されましたことをおわび申し上げたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

なお、今後のこうした事務管理、資産管理につきましては、市民の信頼を失うことのないようしっかりと対応してまいりたいと思います。引き続き、こうしたことが起こらないようにしっかりと取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　それでは、市長は公務のため退席されます。ありがとうございました。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第57号 江南市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてをはじめ7議案の審査を行います。

なお、今、市長の挨拶の中にありました本日の新聞報道の件でございます。その部分は事案が昨年度のことでございますので、令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定の時点で質疑はお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○堀委員　発覚したのは今年度のことでしょう。

○委員長　そうですね、そのとおりです。どの時点でやるといいと思いますか。

[発言する者あり]

○委員長　その議案だけを別に取り上げたいということでしょうか。

では下水道課の中でやりましょうということですね。はい、承知いたしました。

では、今の私の発言、撤回させていただきますが、下水道課の担当のときに発言を認めるという方向で進めさせていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

では、委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催したいと思いません。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきたいと思えます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

---

### 議案第57号 江南市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第57号 江南市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案書の14ページをお願いいたします。

議案第57号 江南市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてでございます。

議案書の15ページから16ページに条例（案）を、17ページから21ページに条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○鈴木委員　　この自転車通行帯を今後整備する場合、この条件ですね、60キロ以上の速度以上のということで、相当な高速、大きな幅広道路でないといんですが、確認の意味で、今、江南市にこうした道路が存在するのか、あるいは今後整備の予定はあるのか、まずその点からお聞かせください。

○土木課長　　まずもって、今言われました時速60キロ以上というものは、今回の一部改正において自転車通行帯ではなく、自転車道の規定に新たに追加されたものということで、自転車道については設計することが60キロ以上のところについて設置するものという規定に変わってございます。

あと、自転車通行帯におきましては、必要以上の幅がどうしても必要になってくるという中で、これから新設する道路、改築する道路において、その幅を計画の中に入れて土地買収から進めていかなくちゃいけないものですから、既存の道路で確認しておるのは今現在ございます江南駅西側ロータリーから北へ上がっていく市道芳池線に当たるんですけれども、ロータリーから1つ北側の古知野朝日の信号から県道一宮犬山線の突き当たりまでのこの区間について、これは道路構造令にもたれた自転車通行帯ではございませんが、道路交通法、警察のほうの法律ということで、そちらのほうの法律にもたれた普通自転車専用通行帯という形でございます。

○鈴木委員　　今伺いまして、なかなかこの60キロ以上という、逆にこれが、今ちらっと言われましたけど、今、江南市にある自転車通行帯というのは市道芳池線のちょうど江南駅西側ロータリーから向かう道ですけどね。そこにしかないわけですから、今後逆にこういったことがやらなくてもいい条件になると。要するに、60キロ以上の速度が出る自転車通行帯を造らなくてもいいというような、裏返しの論理にならないのかなあとちょっと危惧があったもんですから伺いたかったことが1点と、もう一点は、市道においてはそうですが、江南市内、特に気になったんですけど、今度国道155号が整備されますよね。これは国とか県の範疇になると思うんですが、こうした新たな、これは別に江南市だけじゃなしに恐らく国、県も同類項のような、同じような範疇で見ると必要があると思うんですけど、そういった何か情報はありますか

でしょうか。そのことを含めてちょっとお尋ねします。

- 土木課長 先ほども答弁の中で申し上げましたが、時速60キロという規定につきましては、新たに今回自転車道の規定ということで、今回新たにこの条例改正に追加されたものは、自転車通行帯の規定が追加されたということでございます。

そのところで、60キロの設計速度といいますと、今現在、江南市の市道で設定されている道路はございませんので、そういうことからすると可能性は、委員言われるように低いということでございますが、後で言われた国道155号の話がありました。国道155号につきましては、今回条例案の規定の附則の部分で書いてございますが、現在の工事が進んでおるものについては従前の例によるものでございますということでございますので、今回の国道155号の工事につきましては自転車通行帯という規定にはまらないものというふうに認識しております。

- 都市整備部長兼危機管理監 国道155号、いわゆる北尾張中央道は県が整備して県が管理するところですので、県の条例に基づいて、県もこのように条例改正をしていますので、その条例の範囲内ですけれども、現在、計画している幅員としては、いわゆる自転車歩行者道といって車道の中にできるそういった自転車通行帯ではございませんので、そういうふうに聞いております。

- 鈴木委員 再三しつこいですが、そういうことで、あくまでも自転車通行帯を設けなくてはいけないという部分でのこれは条例改正だと思うんですけども、要するにそれとは別に、確認なんですけど、江南市として、それ以外の今後特に新しいまちづくりということがこれからなってきたときに江南市の方針としてはこの自転車通行帯、これとはちょっと切り離した考え方かもしれないんですけども、そういったことに関しての考え方、要するに既存道路に自転車通行帯を造るというのが非常に厳しいことは十分承知はしておるんですけども、新たな市道、幹線道路を整備するときには、そうしたことはどのように今考えていったらよろしいでしょうか。ちょっとその部分だけ、確認の意味で教えてください。

- 都市整備部長兼危機管理監 そうですね、都市計画道路の幅が主だと思う

んですけれども、やはり幅員を決めるときには構成を決めておりますので、今の構成の中ではなかなか難しいところがございます。

ただ、今回の条例につきましては、既存の道路の中でもやはりそういった1メートル50センチ、どうしても取れない場合は1メートルという規定もございますので、そういったところを市内でちょっと見渡してみまして、やはり皆さんが自転車で通行するルートなんかを調査して、何とかできないかということを検討してまいりたいと考えております。

○鈴木委員　今の部長の答弁で、やらないということではないよと。江南市には極めてこの自転車通行帯の可能性はゼロであるということではないということですね。はい、分かりました。それ確認できたらよろしいです。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時15分　休　憩

午前9時15分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

午前9時16分　休　憩

午前9時17分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの、下水道課の公用車の件は委員協議会で行います。

議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

○委員長 続いて、議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）のうち、防災安全課が所管する補正予算につきまして説明させていただきます。

議案書の48ページ、49ページをお願いいたします。

中段、18款1項1目1節総務管理費寄附金、説明欄にございます防災安全課寄附金50万円と、新型コロナウイルス感染症対策寄附金の51万2,000円でございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

歳出をお願いいたします。

54ページ、55ページの最下段、2款1項7目防災安全費に109万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。説明欄にございます災害時対応事業の防災力向上事業（新型コロナウイルス感染症対策）につきまして53万8,000円の増額補正、そして交通安全対策事業の交通安全運動事業につきまして55万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補足して説明することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員 寄附金で、特定財源が寄附金になっておるんだけど、これどこからもらったの。

○防災安全課長兼防災センター所長 寄附金でございますけど、こちらは匿名での御寄附を頂いたものでございます。

○堀委員 匿名で防災安全課に寄附をしていただいたわけですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 寄附金で頂いたもののうち、この50万円につきましては交通安全事業に充ててほしいという御要望がございましたので、防災安全課の費用に充当させていただく予定でございます。

○堀委員 了解。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 続きまして、議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）のうち、土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。1目の道路橋りょう費に1億37万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

71ページの説明欄をお願いいたします。

道路側溝・舗装等整備事業といたしまして1億円の増額補正を、また用地取得事業といたしまして37万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしく御願い申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 鈴木委員　本当に1億円ということで非常に喜ばしい話だと理解しますが、これについては、今回こうやって今定例会で予算を通して、いつ頃からこの1億円を各地域だとか、これについてはあらあらどれぐらい、ほとんどもう行き先決まっておるといふ予算なのか、まだ多少なりとも、ぶっちゃけた話どんな感じなんですか。もうほぼほぼ決まっておるといふ話なのか。
- 土木課長　今回1億円ということで、当初予算1億5,000万円がついておりますが、1億5,000万円ではできなかった部分と、後はその後に出てきた地元要望を勘案して、現地調査をして今、回っておる最中でございます。そんなところが年内には全て発注できるようなスケジュールで進めていこうというふうに思っております。
- 鈴木委員　分かりました。本当にどの程度まで地域からの要望、これ大事ですし、特に江南市の場合、本当に道路の荒れている舗装なんて必然性のあるところがたくさんあると思いますので、その付近を十分精査していただいて、利用頻度の高いところ、また市民からの要望の多いところ、それからかねてからなかなか地域から応えられなかったところ、そこのところをしっかりと精査していただいて、これでいくと首を長くすると年度内でやればいいかなという意識もあるんだけれども、極力その緊急性も含めて前倒しに執行していただけると、早く予算が通りましたら発注していただけるような方向でお願いしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。以上です。
- 委員長　ほかに質疑はありませんか。
- 堀委員　この1億円で、今、鈴木委員が聞かれたように、十分賄えるかというところじゃないと思うんですわね。その1億円やったその後でも、あとどれぐらい要りようですかね。大体でいいですわ。ざっとでいいですわ。
- 土木課長　実際のところ、日々地元からの要望を受け付けておまして、そのときそのときの瞬間でしかありませんが、参考に昨年度の要望に対する工事の手がけたよという進捗率というか、そこら辺の数字でお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、例えば去年、令和元年度分なんですけれども、要望処理集計表ということでまとめさせていただいておりますけれども、

実際、要望に対して昨年度できたパーセンテージとしまして、側溝の関係が12.5%、舗装の関係も12.5%、実際年度間、昨年度はちょっと今年度より1億5,000万円ほどですので金額的には低いですが、昨年度でそんなパーセンテージでございます。

済みません。追加しまして、例えば側溝の修繕関係は60%の処理率、舗装の修繕関係が72.4%と、修繕関係を合わせますと全体の処理率は60.1%という数字でございます。

○堀委員　今聞いて、約60%ぐらいということでありまして、この1億円は有効に使って、早急に使って、また12月定例会で補正予算でもう1億円もらえるような、そういうふうに努力していただきたいというふうに提案します。以上です。

○委員長　御意見承りました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長　都市整備課所管の一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の72ページ、73ページをお願いいたします。

上段、8款4項2目都市整備費は795万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、73ページ、説明欄をお願いいたします。

初めに、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）につきましては334万8,000円の減額補正を、次に布袋駅付近鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター設置事業につきましては460万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、質疑もないようでありますので、続いて経済環境部環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長　議案第60号、環境課所管の補正予算について御説明いたしますので、議案書の66ページ、67ページの下段をお願いいたします。

4款2項1目清掃費のごみ処理施設建設事業等基金管理事業で1億円の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○堀委員　現在の進捗状況は、新ごみ処理施設に関してどうなっていますか。

○環境課長　今年度、尾張北部環境組合では事業者選定を行っております。

5月に入札公告をいたしまして、事業者については12月の下旬に決定し、最終的には組合の3月議会で議決されれば正式に決定ということになります。

その後、来年度、詳細設計、造成工事で、令和4年度から本格的に工事というふうな予定と聞いております。

○堀委員　今の話を聞いていますと、来年度から設計に入るわけですか、業者が決まれば。

○環境課長　そうですね。業者によりますけれども、まず詳細設計をいたしまして、あと造成工事、その後、令和4年度から本格的な建設工事というふうに、選定業者のスケジュールによって若干前後すると思えますけれども、そういう予定で令和6年度まで建設工事が行われるということになります。

○堀委員　要するに、来年度からこの新ごみ処理施設に関しての予算がどんどん入ってくるわけですね。計画的にどんどん入ってくるわけですね、予算が。

ということは、何が言いたいかという、この財政状況が非常に厳しい折、新ごみ処理施設は待ったなし。各市町の関係上、これは待ったなしですよ。相当な金額が江南市の負担もあるもんですから、進んでくるとは思いますが、行政経営課のほうにも本当は聞きたいんですけどね。そのめどは大丈夫かと

いうことを非常に心配するわけです。ぜひそういうことも踏まえて、しっかりと計画性を持ってやっていけますように。

また、業者が決まって多少スケジュールが前後するということをおっしゃいましたが、遅れる可能性もあるということですね、ということとは。

○環境課長 令和7年度当初から稼働ということで、入札説明書にもありまして、それで業者からいろんな提案があって選定するということですので、やっていくスピードは業者によってスケジュールが違うと思えますけれども、令和7年度当初の新ごみ処理施設稼働ということについては、今のところ遅れる予定はございません。

○堀委員 令和7年度の稼働ということは、あくまでも予定であって確実じゃないんですね。決定でないんですね。

鉄道高架事業がいい例ですよ。何年遅れて、というようなこともあるものですから、そのところは慎重に対応していただきたいということです。以上です。

○委員長 御意見ありがとうございます。

ほかありませんか。

○牧野委員 細かいことで、この基金の積立ては7億円まで積むんだっただかね。

○環境課長 この基金ですけれども、1つは新ごみ処理施設の建設費の分、もう一つは江南丹羽環境管理組合の解体分です。

それで、新ごみ処理施設については平成30年度から令和3年度の4年間で6億4,000万円、江南丹羽環境管理組合の解体費用分として平成30年度から令和6年度の7年間で2億8,000万円、合計9億2,000万円を積み立てる予定にしております。

○牧野委員 そうすると、解体費のほうはまだ積んでいないので、これからそれを積んでいく。もう積んであったかね、解体費は。ちょっと違う質問だけど。

○環境課長 平成30年度から基金の積立ては始まっておりまして、新ごみ処理施設のほうは1億6,000万円、江南丹羽環境管理組合は4,000万円、トータルで2億円を積み立ててきています。

- 牧野委員　　まだ少し続くということですね。
- 環境課長　　4,000万円ずつ積み立てていますので。
- 牧野委員　　はい、分かりました。結構です。総額分かりました。
- 委員長　　ほか質疑はありませんか。
- 堀委員　　今、牧野委員から江南丹羽環境管理組合の件について話が出たんですけれども、私は分かっておるんですが、あえて聞きますが、新ごみ処理施設が稼働しても江南丹羽環境管理組合のこの組織、これはどういうふうになりますかね。
- 環境課長　　江南丹羽環境管理組合は今のところ、令和6年度末で解散して、職員については尾張北部環境組合で受け入れる予定になっております。
- 堀委員　　今簡単に言われたんですけど、なかなかそうは問屋が卸さんが…
- 牧野委員　　そう。難しいの。
- 堀委員　　だってあそこね、裏の最終処分場があるでしょう。あれ全部なしにしてしまうんやよ。そうやなけな解散できへんよ。まあいいわ。
- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 商工観光課長　　それでは、議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）のうち、商工観光課が所管する内容につきまして御説明申し上げます。

歳入について御説明いたしますので、議案書の46ページ、47ページをお願いいたします。

下段の15款4項5目1節商工費交付金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で6,308万9,000円の減額をお願いするものでございます。

その下、15款4項8目1節労働費交付金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4,100万円をお願いするものでございます。

はねていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

上段の16款2項5目1節商工費補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費補助金で6,308万8,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、議案書の68ページ、69ページをお願いいたします。

上段の5款1項1目労働費、説明欄、すいとぴあ江南維持運営事業、すいとぴあ江南指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）で4,497万9,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、中段の7款1項1目商工費、説明欄、新型コロナウイルス感染症経済対策事業、新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業で1億2,617万7,000円の減額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段の説明欄、新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金等交付事業で1,344万7,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宮田委員　69ページにございますマイナス1億3,962万4,000円、やっぱりちょっと額が大きいので詳しく教えていただければと思います。

○商工観光課長　これは、夜間の休業補償であったりとか理美容業の休業について、当初お認めをしていただいた額から今回、実際その届出がございましたものから、おおむねの数が見えましたものから、その数字を減らすということがこの補正減の内訳でございます。

具体的に内訳を申し上げます。

まず休業補償につきましては、当初予算では710件を見込んでおりましたが、実際交付分見込みといたしましては458件を見込んでおりまして、減額数といたしましては252件でございます。

続きまして、理美容業について申し上げますけれども、こちらは組合と非組合ということで2種類、あえて分けて申し上げますけれども、組合といた

しましては、組合ですので数字は確定しておりました67件でしたが、当初の予算といたしましては89件を見込んでおりました。今度は非組合のほうでございませけれども、非組合につきましては理美容業合わせまして当初178件見込んでありましたが、実際には66件程度ということで思っております、112件が減数となりまして、両方で134件の減額となります。

そうしたことで、今回こうしたお願いをするものでございます。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。
- 鈴木委員　当初の数からいうとすごく減っていると。要するにこれは非常にもくろみよりも、結構なことかよく分かりませんが、ただそういうふうになってしまったことについて、これはどのように分析されていますか。
- 商工観光課長　ちょうどこの休業要請をした時期がゴールデンウィークでございました。特に理美容業の差が大きいかなというふうに思っておりますけれども、これはあくまでも県の登録によった数で予算を組んでおりますが、実際、ゴールデンウィークということで、私も全部確認したわけではないんですけれども、10万円ですので、その間休むよりもお店をやられたほうが従業員等々にとってもいいという判断された中で、理美容業については恐らく営業されたということが一番大きな原因であるというふうに推察しております。
- 古池委員　関連ですけど、理美容業のほうですけど、組合のほうは組合が主体になって申請されたというふうに聞いておりますけど、ですけど、今の非組合、この数が物すごく食い違ってはいますが、その辺はやっぱり営業されたということですかね、その間。休業、その辺のところは。
- 商工観光課長　あくまでもその申出が県に基づいてやって、県が受け付けたものを市がもう一回確認してやりますので、数の間違いはまずないというふうには思っております。必ず県から届いたものに対して市が支給をしますので、数の誤りはないと思うんですけれども、結果としては、繰り返しになりますけれども、やはり個人事業主ですので営業された方が多いんじゃないかなというふうに推察しております。
- 古池委員　その休業なんですけど、たしかこれ緊急事態宣言が発令されてすぐぐらいの、例えば4月24日から5月6日までの休業というものらしいで

すね。ですから、そこに当てはまらなかったか、ちょこっと営業しちゃったとか、これ全てやらんと駄目なんですよ、やっぱり。厳しいんですね。その辺のところ、どうなんですか。

○商工観光課長 委員言われるとおり、そのとおりでございます。全て休んだ場合。

○古池委員 その辺は慎重に検討してやってください。

○委員長 ほか質疑はありませんか。

○宮田委員 69ページ上段のすいとぴあ江南の4,100万円、これ逆に増額になっていて、これも額が大きいんでちょっと詳細に説明をお願いします。

○商工観光課長 今は支援金のほうの委員からの御質問だったのかなあというふうに思っております。

指定管理者支援金につきましては、すいとぴあ江南を含めまして今このコロナ禍ということで、非常に社会情勢が厳しい中で施設を継続的に適切に維持管理をし、その運営を安定させて、施設利用者に対しましてこうしたコロナ禍においても適切なサービスを継続して提供することができますように、令和2年度の受付であったりとか許可業務、運営に関する業務であったりとか、清掃など施設の維持管理に関する業務に充てる経費について、施設利用者が安心してすいとぴあ江南を使用していただくために指定管理者に対し支援金を支給するものでございます。

○委員長 ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時46分 休 憩

午前9時46分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第63号 令和2年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）**

○委員長 続いて、議案第63号 令和2年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書の107ページをお願いいたします。

令和2年議案第63号 令和2年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

特別会計から企業会計移行に伴う打切り決算に伴いまして、未収金及び未払金の額が確定したため、特例的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

令和2年度江南市下水道事業会計予算第4条の2の中、未収金5,349万3,000円を6,059万9,000円に、未払金5,699万6,000円を5,272万2,000円に改めるものでございます。

なお、補正予算に関する説明書といたしまして、108ページから113ページに予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表及び開始貸借対照表を掲げております。

説明は以上となります。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 すみません、細かいことで、未収金というのが分担とか負担とか、使用料、手数料、これ何が主にこの710万円ほど未収金が増えたんですかね。その締めた結果によって、3月31日。

○水道部下水道課長 こちらのほうにつきましては、概算で受益者負担金、下水道使用料というものが下水道事業のほうの主な収入になりますが、予算の段階では多少少なく見積もっていたということで、こちらのほうの額を変

更するものでございます。

○牧野委員 分かりました。

次の未払金が減ったのは、何をきれいに3月末に払って、この未払金が減ったというのはどこの部分ですかね。

○水道部下水道課長 こちらのほうの支出につきましては、五条川右岸の流域下水道事業の維持管理負担金とか、こちらのほうの負担金の額が若干変更しておるものでございます。あとは、下水道の維持管理の施設管理費の委託料などの減額がございまして、よろしくお願いいたします。

○牧野委員 ちょっと関連質問に近いんだけど、こうやって分かりました。未収金と未払金の議論が分かって、一生懸命キャッシュ・フロー計算書だとか、令和3年3月31日の予定貸借対照表と、112ページですが、令和2年度の開始貸借対照表とつけてもらっているんだけど、この数字が変わったことと、この貸借対照表で何がどう変わったかというのは、説明は今できますか。なければまた後日でも構いませんが、せっかくだとつけてもらった場合に、この金額が動いたことによって貸借対照表でここここを変えたみたいなことが本当は分かるといいんだけど、つけてもらってもよく分からないので、ちょっとそのポイントを確認しているんですが。後日でも構いませんが、分かれば。

○水道部下水道課長 当初予算からの比較といたしましては、まず112ページのところの下から3段目ですね。未収金でございまして、当初予算ですと5,349万3,000円が今回6,059万9,000円に変更になりましたとか、113ページでいきますと預り金のところでございます。4番の流動負債の(2)未払金のほうになります。こちらのほうも当初予算ですと5,699万6,000円が今回5,272万2,000円に変更したものでございます。

○牧野委員 ということで、開始貸借対照表は、今の未払いと未収金の数字が増えたり減ったりしたということで結構です。

これが令和3年3月31日においてはあまり変更ないということを考えておけばいいんですか、この貸借対照表上では。

○水道部下水道課長 そのとおりでございます。

○牧野委員 はい、分かりました。

こういうデータは本当は見やすいんだけど、なかなかこの前と比べないとその差が出てこないんで、これで結構です。分かりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 52 分　休　憩

午前 9 時 52 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 63 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第 64 号　令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

○委員長　続いて、議案第 64 号　令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長　それでは、議案第64号　令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、商工観光課の所管する内容について御説明申し上げますので、令和元年度一般会計歳入歳出決算書及び附属資料を御覧ください。

最初に、歳入でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

上段の13款1項4目1節労働使用料でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段の14款2項6目1節商工費補助金でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の15款3項5目1節商工費委託金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

上段の20款3項1目1節貸付金元利収入でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

中段の20款5項2目11節雑入のうち、備考欄、商工観光課分、プレミアム付商品券販売収入ほか4項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

238ページ、239ページをお願いいたします。

下段の5款1項1目労働費につきましては、備考欄、就業相談等運営事業から242ページ、243ページの上段、すいとぴあ江南施設改修事業まででございます。

次に、250ページ、251ページをお願いいたします。

中段の7款1項1目商工費につきましては、備考欄、人件費等から、はねていただきまして256ページ、257ページの中段、備考欄、江南市民花火大会補助事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　241ページで就職フェア開催事業というのをやっていらっしゃるって、これは毎年やっていらっしゃるんだけど、できればこの状況とか成果みたいなものがあれば、二、三年、説明していただければ助かりますが、

これは借上料とか何かだから、でもデータはつかんでみえますよね。

○商工観光課長　これは昨年度が江南市で実施されまして、実際には輪番制で、犬山市、岩倉市、江南市という形で回しております。

今回、決算につきましてですので参加者数を申し上げますと、46件。

○牧野委員　会社が。

○商工観光課長　参加者数ですね。会社が41企業で参加者数、御覧いただいた方が46人で、昨年度、参考に犬山市の場合には、企業数は37企業で参加者数は64人という状況でございます。

○牧野委員　分かりました。結構です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○宮田委員　255ページ上段ですね、中小企業金融円滑化事業、これまた2億3,600万円強ですね。額が大きいので事業の内容を少し教えていただければと思います。

○商工観光課長　これはいわゆる中小企業の対応ということでございまして、金融機関にお金を借りてもらうときに主に使うということで、一応4つのメニューがございます。

これはいわゆる信用保証料ということで、信用保証料の中でも融資額によって当然保証料の金額が変わってくるわけなんですけれども、300万円の場合までは一応全額助成、通常であれば、300万円から500万円までが80%助成で、500万円から800万円までが60%助成、800万円以上が40%助成ということで割合が決まっております。

臨時という制度もありまして、直近3か月間の平均売上高が前年または前々年同月よりも10%以上減少している場合には、先ほど申し上げました通常制度に加えて融資額を上乗せするという制度があります。

さらに、先ほどは、その保証料そのものの本体のことをお話ししたんですけれども、当然融資に係る利子というのもあります。利子についての補助というのもありまして、そちらにつきましては、こちらも通常ということで、融資額が200万円以下で、かつ融資期間が3年以上の融資を受けた方が、当初6か月間に利子を支払い遅滞なく完了した場合には、その6か月分の利子の全額を補助するというルールがございます。

またあわせてこちらにも臨時という制度がございまして、融資額が750万円以下の部分について、直近の3か月間の平均売上高が前年また前々年同月の月平均売上高に比べまして10%以上減少しているといったような場合には、そちらのほうにも改めて追加の補助制度というのか、臨時の利子を補給する制度がございまして。

そのそもそのお金というのは、そのお金を運転してもらうために金融機関に割り振りまして、おおむね使われることが決まっているものですから、その原資となるお金でございまして。

○牧野委員 同質問なんですけれども、255ページでちょっと意味がよく分からないので、中小企業金融円滑化事業で、今貸し付けるというお金で、今実際に2億2,000万円が貸付け済んでいるんですね。これは例えば貸付けだから10年とか20年でほとんど利子はつかないけど、返ってくるということで考えていけばいいんですよね。

○商工観光課長 歳入のほうにもあの数字が実は上がっておりまして、毎年毎年、一旦一旦毎年精算という形で、ページで申し上げますと、先ほど私が説明させていただきまして85ページの上段、小規模企業等振興資金融資預託金元利収入ということで、少し金利をつけさせてもらって戻ってきているということで、毎年毎年精算しながら、また2億2,000万円程度のお金を入れて、また貸付けに使ってもらっているという感じで、金融機関が切らすことはないんですけれども、精算としては毎年行っているという感じと。

だから、原資は切れないんですけれども、市としては一旦一旦精算行為をしているということでございまして。

○牧野委員 私はよく銀行のことが分かっていると、初めて聞いたんですけど、2億2,000万円を4つか5つの銀行に割り振って、これで貸付けの原資にしてくださいねと言っておいて、銀行は中小企業に融資しますよね。だけど、銀行はまた2億2,000万円返してくれちゃうんだ。

○商工観光課長 本体の部分を融資、先ほど説明しましたけれども、融資金額そのものを融資するわけではなくて、利子であったり保証金についての金額なので違います。

○牧野委員 分かりました。これ見せ金に近い、これは個人的意見だから。

はい、分かりました。この2億2,000万円はそういう保証料、利子、はい、分かりました。

○堀委員 江南市観光協会補助金、江南市観光協会に約1,000万円、998万5,000円か。これについてちょっと説明をお願いいたします。

○商工観光課長 昨年度の実績で申し上げます。

昨年度につきましては、いわゆる観光ガイドの印刷、ガイドマップの更新、散策ガイドの作成、愛知県の「旬感観光あいち」という広報雑誌がございますのでそちらの掲載、江南市の観光地を掲載したりするといったようなところが毎年主に行っている事業なんですけれども、一番大きなものとしたしましては、藤まつりの運営費でございます。藤まつりの運営費ということで、やはり一番多くのお金を使っているという状況でございます。

○堀委員 江南市観光協会に対してこれだけ約1,000万円ほどの補助金を出してみえるわけですが、実質この観光協会はどなたがやってみえるわけですか。

○商工観光課長 事務局は江南市のほうでやっております。

○堀委員 事務局のことを聞いたんじゃないよ。実質はどこがやってみえますかということをお聞きしておく。

○商工観光課長 会長は江南商工会議所の会頭がやっただいていまして、事業については一体で、今の藤まつりなんかでももちろん協力しながらやらせていただいているところがありますので、一体で事業そのものは運営しているという部分もございます。

○堀委員 事務局としては、今までずっと見てきた中でいろいろ取り仕切り、これは観光協会がやってみえるんじゃないですかね。いかがですか。

○商工観光課長 場面場面というのか、状況に応じてはもちろん江南商工会議所のほうに相談しながら事務を進めております。

○堀委員 なかなか当たり障りのない答弁でありまして、ただ、これだけの1,000万円ということで非常に税金を使うわけですね。ですから、そういう点をもっとできることならば有効的に使っていただきたいと同時に、これもスクラップ&ビルドじゃないですが、ある程度はこれも参考にさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○牧野委員 濟みません、しつこく。255ページの再質問ですが、先ほど課長の答弁ですと、保証料とか利子とおっしゃるのは、これは2億2,000万円は融資の預託金だから、金利をつけて毎年返ってくるんだよ。要するに、これだけのお金を預託していくんで、いざとなったら使ってくださいねと、そういう金で毎年決済していると。

その下の1,083万円が保証料、利子補給補助事業で、これは返ってこなくて、実質1,083万円を出しているということで考えればいいんですか。

○商工観光課長 その出し入れはあるんですけども、同じように歳入でございまして、先ほどのページでございまして、失礼をいたしました。こちらの今の利子、その部分については市から払っていると。

○牧野委員 これは払っている。

○商工観光課長 はい。

○牧野委員 上の預託金は。

○商工観光課長 預託金は先ほどの繰り返しになりますけれども、返してもらって、毎回毎回精算しているような形で、利子分についてお預かりしていると、歳入で。

○牧野委員 悪い制度じゃないんですけど、この預託金制度というのはほかの市もやっているとか、国がやりなさいというのか、金融機関からちょっと話があったとか、江南商工会議所が。どうして、これ預託金を市から2億円出すことに決めたか、ちょっといきさつを聞きたいんですが。やっぱり新型コロナウイルス対策で上から来たんですかね、これは。

○商工観光課長 これはコロナ禍の対策ではなくて、ずっと昔からやっております。金額もほとんど変わらないような形でお願いしております。

○牧野委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員 企業誘致の件でちょっと確認しておきたいんですが、決算書でいうと253ページの歳出、商工費かな。成果報告書でいうと186ページ。

これ本当に安良地区のことをちょっと限定して聞きたいんですけども、一応これ4社程度がもう来ているし、3社程度が操業開始しているということで承知しておるんですけど、その中でちょっと確認ということで、中で

新規雇用奨励金とか企業立地協力者奨励金というのがあるんですけど、この中身についてちょっと確認する意味で、この企業立地に関わった、特に雇用、どういう状況になっているか、その辺も含めてちょっと説明してもらえませんか。

○商工観光課長　今回のまず奨励金の関係でお話をさせていただきます。

企業立地促進奨励金というのがございまして、こちらにつきましては江南市に、工業地域ですので、これは今先ほど委員が言われたような安良地区も含めて、和田地区の工業団地も含まれております。こちらのところに工場等を造られた上で、当然工場を造られるものですから償却資産ということで機械等も入れられます。そういった方が今回、昨年度1社ございまして、工場も建てられた上で機械等も入れられたもんですからこの金額ということで、1社の分が上げられております。1社ですね、和田地区の工業団地です。

中小企業再投資促進奨励金というのが一番大きな金額なんですけれども、こちらは工業地域、安良地区とか今の和田地区ということに限らず、市内の工場であったりとか企業が設備投資ですね、基本的には。機械を入れ替えたりとか新たに買ったりしたときに、その償却資産に対して助成をしていくという制度でございまして、今回の場合は、償却資産も含めて土地や建物等々を買われた場合にも使えるという制度でございまして、全体で工場の新増設については5社、工場も合わせてちょっと複数の会社が重なっている部分もあるんですけれども、償却資産の増資ということで11社ございまして、そちらについてお支払いを、助成をしているということでございまして、市内の中小企業であったりとか、これは工業地域に限らず整備をした方に対して助成をしていくという制度でございまして、以上でございます。

失礼いたしました。最初、新増設は合わせて9社ですね。失礼いたしました。

○鈴木委員　ちょっと今そのこともあれなんだけど、基本的には安良地区で操業、雇用の部分について、その部分について、こうしたことも含めて投資をして、これだけ融資をしているんなものを、こういった奨励金を出して、その結果として、当然固定資産税等とかそういうものは今後反映されてくると思うんですけど、雇用面についてはどのような、3社と、これもし分

かれば今確認の意味で企業名と、大体どれぐらいの人がそこで雇用につけたかということについて確認させてもらいたいんですが。

○商工観光課長　今回、今のところ、先ほどの繰り返しになるんですけども、この決算について出てきているのは両方とも和田地区の工業地域なので、助成については。まだこれからですね、これから採用されたところということで、安良地区のものも当然出てくることは承知しておるんですけども、まだ実数については、予算を組む前ですから把握はしておりません。

○鈴木委員　まだ出てこないんだ。

○商工観光課長　この次から助成をしていく。今のところはないということで、当然今は働いてみえるんですけども、これから対象にしていくと。

○鈴木委員　ということは、そういう話は来年度の9月にならないと聞けないということ。

○商工観光課長　そうですね、それからです。

その中で、安良地区のうち1社だけは今回6月定例会の補正予算で追加してやったんですけども、その会社の操業時点から基本的に1年たったときに、まだ江南市の人を雇ってみえるというところのルールがあるものですから、ちょっと時期がずれるということでございます。

○鈴木委員　よく分かりましたので、できましたら江南市の奨励金、いろんな意味で設備投資も含めて優遇していくわけですので、その効果として検証できるように、そうした雇用だとか経済効果を含めて検証できるようなまた視点も持っていて、また御報告できるようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○古池委員　同じ企業誘致の下のほう、曾本地区整備事業ですけど、この内容は全員協議会で示されたと思いますけど、その中に埋蔵文化財の発掘がありますけど、これがほとんどの費用じゃなかったかと思うんですけど、その辺のところについて。

○商工観光課長　委員言われるとおり、埋蔵文化財のところ整備費用ですごく大きな負担にはなってくるということは我々も承知はしておりますが、全員協議会の中でも部長がお話ししたんですけど、まだ埋蔵文化財が正式

にどれだけあるかということは、実際この整備をしかけたときにしかやらないので、今はあくまでも予算の中では最大値で載せてありますけれども、実際、整備するときになって、改めて今のそこを掘ってみたところでしっかりとした数字はお示しすることになると思っております。現状では、今おっしゃるとおりだということでございます。

○古池委員　　けど、この間のその資料では、大体この辺にはこういう埋蔵文化財が埋蔵されておるといふふうで大体出ていますよね。

それと同時に、埋蔵文化財に対する発掘の費用というのは、いわゆる県が半分で市のほうが半分持たないかんわけですね。その辺のところ、相当な金額が出ていたと。例えば10億円だと、5億円は市が持たないかん。その辺のところ、これから大変になるかと思いますが、慎重にやっていただきたいと思っておりますけどね。

○委員長　　ほかはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　　農政課所管の決算につきまして、御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

中段の13款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。

次に76ページ、77ページをお願いいたします。

上段の15款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございます。

次に、1枚はねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の15款3項4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金でございます。また、下段にあります15款4項2目農林水産業費交付金、1節農業費交付金でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段の18款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、農政課の所管につきましては備考欄の最上段にございます江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

中段の20款4項1目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

中段の20款5項2目雑入、11節雑入のうち、農政課の所管につきましては備考欄の上段にございます農業者年金及び離農給付金支給業務代でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

最下段の21款1項2目農林水産業債、1節農業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

242ページ、243ページをお願いいたします。

242ページ、243ページ上段から250ページ、251ページ上段にかけまして、6款1項1目農業費でございます。

次に、250ページ、251ページの上段、6款2項1目林業費でございます。

以上が農政課の決算でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○鈴木委員　2点ほど、農業振興ということでちょっとお聞きしたいんですが、歳出の245ページの説明も含めて、関連しますので聞きたいんですが、上のところに平成30年度繰越明許費不用額ということがありまして、産地パワーアップ事業ということがあります。

このことについてということと、それからこれは多分、私も記憶があるんですが、ネギを育成していくと、いろんな予算があったと思うんですけど、米もあると思うんですが、この産地パワーアップ事業の成果というか、それに関係して不用額が出たということだと思うんですけど、この中身につい

て、事業効果も含めてどうだったかということについて、分かれば教えてください。

- 農政課長 産地パワーアップ事業につきましては、平成30年12月に愛知県が国の産地パワーアップ事業の採択要件を充足できない、事業を活用できない産地を支援することで県独自であいち型産地パワーアップ事業を創設しました。市も農業の生産力の強化を図るために県の補助金に併せて市のほうも補助金をすることとしました。

この産地パワーアップというのは、江南市の主要農作物、今回はネギということで、ネギの生産量を10%向上するという条件で、それに伴う対象事業として例えば農業機械等の生産資材の導入だとか、施設の整備とかいうのがあります。

具体的にやられたのは愛知北農業協同組合がやられた事業なんですが、青ネギ栽培のハウス144平方メートルを整備しました。この青ネギ栽培ハウスというものは、秋冬ネギなもんですから期間が11月から3月頃までのネギなんですが、1年間通してネギを食べられるようにしたいということで、青ネギという青い部分だけを食べられるように、その栽培をする実験苗代みたいなことということでその青ネギ栽培ハウスを造りました。あともう一つは、ネギの保存用の冷蔵庫1台、これを新たに購入しました。これは安定して出荷できるようにということで冷蔵庫を購入したということです。あとネギの収穫機2台、これは機械でネギを掘り上げる、これを2台買いました。

この3つを使って出荷量を10%アップするというので、成果のほうはまだちょっとうちのほうは聞いていないもんですからちょっと分かりませんが、そのような事業です。

- 鈴木委員 ここでいう不用額というのは、これちょっと意味がよく分からないのですが、どういう意味で不用額というようなこの計上の仕方をされておるのか、ちょっと教えてください。この不用額、今ちょっとよく分からないので。

- 農政課長 当初予算では、この3つの事業をやるのに2,318万3,280円というものを計上しておったんですが、実際に愛知北農業協同組合が、例えば機械を購入だとか冷蔵庫を設置したことによって実際に見積りをたくさん取っ

たと思うんですが、その中で安い価格を採用してそれだけお金が余ったということで、不用額が生じたということで、当然、合計額に対して補助金が愛知県だと3分の1補助するんですけど、元が下がった分だけ補助金も下がったと。江南市も愛知県の補助金の10%を補助しますので、同じく下がりて不用額が生じたということです。

○鈴木委員 分かりました。

そういう意味も含めて、愛知北農業協同組合の努力によって当初の予定よりも下がったのであればそれはいいんですけども、予算化した事業費が有効的に使われなかったんじゃないかなという、そういう危惧をしたものですから、もう少し、せつかく頂いた予算ですのでやっぱり目いっぱい使ってもらって地元の振興育成、ネギならネギ、もう少し伸ばせるような工夫はできなかったのかなという、それはこの機材に対して何か縛りがあったから安く入札できたからということかもしれませんけど、そういうふうでちょっと気になることが1点。

不用額が出てくること自体が、この世知辛い世の中、努力による上の不用額なら結構なことなんですけれどもということが1点と、それから別件で、このネギ農家も含めて新規就農者がありますが、事業の中で243ページの中にある担い手育成支援事業があります。あるいは農業者経営安定化事業というのがあります。少なからず、まだまだ数は多くないというものの、そうしたネギの育成農家も含めてその支援状況についてどういうふうなのか、ちょっと分かる範囲で教えてください。動向も含めて。

○農政課長 令和元年度の支援した新規就農者でございますけれども、全員で9名の方でございます。平成30年度は6名でした。3名増えました。

金額の内訳も説明させていただきます。

まずその9名のうち、継続者が6名、新規が3名ということです。6名のうち3名は満額の150万円を支給されました。6名のうちの1名は平成30年度に、女性の方なんですけど出産をしまして、10か月休業がございまして、令和元年度にはその10か月分で125万ということになります。6名のうちのあと2名は夫婦で、夫婦型というのが225万円ということでございます。

新規の3名の方につきましては、当初この支援事業は国のほうが20億円ば

かり減額をされまして、愛知県のほうの割当てが少なくなりまして、継続者しか支援しないよということで、新規は最初支援ができないという状況でございました。

しかしながら、いろんな要望を重ねてきまして、新規もやっぱりお金を頂かないと農業できないということで、愛知県のほうもいろいろ工面いたしまして追加募集がございまして、満額ではないですけども、この3人の方は75万円を頂きまして合計1,025万円ということです。

○鈴木委員　はい、分かりました。

ちょっと確認して聞きたいのは、出産ということで結構若い就農者ということだと思いますけれども、大体確認してみてどういった方々が新規就農されたのかということと、それから携わっている、さっきのネギという話もありましたけれど、全員が全員じゃない、どういった部分で新規就農で、いうなら将来的に収入が見込めるような事業に取り組んでおられるかということについて、それから江南市としてはどういった支援をしているかということについて、併せてちょっとお聞きしたいと思います。

○農政課長　江南市にいるほとんどの新規就農者は、江南市内に研修センターがあるんですが、その卒業生がやっぱり江南市になじんでみえまして、江南市で農業やりたいということで新規就農された方が多く見られます。

あと、江南市の主要農作物のネギについては、その中のうち2人はネギを今後やっていきたいということで伺っております。

江南市の役割としては、農業は大変厳しい職業でございますので、途中でやめられないように一応支援はしていくんですけども、特に支援しているのは土地のあっせんですね。そういったことでちょっと支援をしているところでございます。

○鈴木委員　本当に結構だと思います。特に江南市、後継者がいないということで耕作放棄地がどんどん増えていくと。せっかく今の優良農地も1年たてば雑草畑になってしまうということもありますので、ぜひとも今、当然愛知北農業協同組合を含めて協力してやってみえると思いますけれども、ある程度規模も含めてやっていかないと、本当に生活していく、今年間225万とか150万というのは3年とか期間限定だと思いますので、これが切れたとき

に本当に生活できるような、あるいは見込みが立つようなことまで当然相談に乗って差し上げていると思うんですけど、やっぱり生活できるような事業というものを、スケールメリットも含めてやらないと同じスケールでやっておっては収益が上がっていきませんので、特に江南市においては今さっき言った耕作放棄地、それからマッチング、そのことも含めて精力的に相談を含めてお進め願いたいというふうに思います。これはお願いとして要望したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。私のほうからは以上でございます。

○委員長　ほかございますか。

○牧野委員　細かいことで、245ページ上段から4つ目ぐらい、負担金、補助及び交付金というこれはどういうふうに、従来もこうやっていらっしゃるんだけど、どういう補助をずうっとやっていらっしゃるんですか。113万5,000円の負担金、補助及び交付金、農業者経営所得安定対策推進事業費補助金です。

○農政課長　この農業者経営所得安定対策推進事業費補助金についてでございますけれども、これは国の農業政策制度で経営所得の安定対策の実施に伴う推進活動や円滑に実施するために経費の補助を市が行っておりまして、そういうことを実施される方に補助しているという内容であります。

具体的な内容につきましては、経営所得安定対策とは、販売価格が例えば生産費用を下回っている作物を対象に、その差額を生産者に交付することとか、食料自給率の向上を図るために飼料用米、麦、大豆などの戦略作物の収穫を進める水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施していると。

実際に、江南市では農業者の方にそのお金を交付しているのは、飼料用米とか酒米、勲碧の酒米、ああいって形の米を作っている方にお金を交付するように、その交付するためにいろいろな申請等をしなきゃいけないので、その申請する団体が江南市農業再生協議会というのがございまして、そこに補助金を充てているということでございます。

○牧野委員　よく分かりました。

実際にこの交付金を受けている農家って何件ぐらいあるんですかね。

○農政課長 1件でございます。

○牧野委員 分かりました。

大体ずうっと1件、ここ3年間ぐらいだと同じぐらいですかね。

○農政課長 はい、そうです。

○牧野委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○古池委員 先ほどの質問にちょっと遡りますが、担い手育成支援事業の方ですけど、たまたま夫婦の方でやってみえまして、相当な面積をやっておみえになるんですけど、出来上がった農作物を販売するのに相当苦勞してみえるんですけど、たまたま私もあるきっかけがありまして月2回買っておるんですけど、なかなか売り先がないと。

それと今の補助金ですか、夫婦だから225万円、それだけでは生活できないというようなことを聞いておるんですけど、その辺の販路についてもっと市のほうからしっかりと応援していただきたいと思いますが、その辺お願いします。

○農政課長 その事情をよく私どもも知っておりまして、農政課でもその方から職員全員で、1回しか買っていませんけど買いました。

今後、その販路についても苦勞しているのは分かるんですが、その辺も愛知北農業協同組合と協力しながら販路の拡大に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○古池委員 この補助金って何年かしか、5年かしか来ないんですね。その先が非常に暗いんですね。

○農政課長 最大5年です。

○堀委員 今の話の関連ですけど、その方は多分愛知北農業協同組合等を通じての市場へ出すというような大規模な、作ってみえないんじゃないですか、どうですか。

[発言する者あり]

○堀委員 実は朝市というのがあって、まんだら朝市等、江南市で今朝市は何か所ぐらいやってみえますかね。

○農政課長 朝市のほうは、市内では19か所でございます。

○堀委員 19か所でも、いわゆる商品をそろえるのに苦労してみえるところも実はあるんです。そういうところもあるんですよ。

大口町のプールの横に屋根を全部張って、軽トラ市、あれは大繁盛なんだわね。ああいうようなことを江南市のほうである程度企画して、例えばすいとぴあ江南とか、ああいうようなところで、通称軽トラ市と言うんですが、そういうようなものを計画すれば、農業に対しても非常にこれは側面からの援助になると思うんですね、現金収入になるんですから。ですから、それらのことも一応考慮して農業の振興に対して、プラス耕作放棄地を少しでも少なくするような形で、作って売れば、もうかれぱやるんですよ。それができんもんだから、ああいう耕作放棄地ができるもんですから、ぜひその点、朝市等の補助等を進めていただきたい。

○委員長 御意見として賜りました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございます。農政課の審査を終わりにして、ここで暫時休憩としたいと思います。

午前10時37分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

先ほどの議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）の部分の第1条 歳入歳出予算の補正のうち経済環境部環境課の答弁の中で、江南丹羽環境管理組合の部分で今後の継続といいますか、組合の取扱いといいますか、その部分で補足をいただきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

○経済環境部長 先ほどの堀議員の質問の中で、新ごみ処理施設供用開始後の江南丹羽環境管理組合の取扱いについて、補足して説明することがありますのでよろしく願いいたします。

○環境課長 先ほどの答弁の中で、令和7年度以降、江南丹羽環境管理組合はどうなるんだという質問がありまして、令和6年度末で解散ということ答弁いたしましたけれども、具体的に令和7年度以降、江南丹羽環境管理組

合のほうは最終処分場が残りますので、組合は解散する予定でございますけれども、その管理をしていく必要があるので、構成市町、江南市、扶桑町、大口町の1市2町で組合も含めて今後どうしていくか議論されていくということで、令和7年度以降の管理するところについてはまだ決まっておりませんが、今後、組合の中で構成市町も入れて議論されていくということになりますのでよろしくお願いいたします。

○堀委員 確認なんですけれども、江南丹羽環境管理組合は組合としては解散するけれども、最終処分場等の維持管理については1市2町で改めて協議をされるということですか。

○環境課長 はい。構成市町の1市2町、組合も含めて今後どうしていくかというのを検討していくということになります。

○堀委員 はい、分かりました。

○委員長 引き続き、議案第64号の審査を行います。環境課の審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 議案第64号 令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、環境課所管の決算について御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

上段の13款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の13款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

上段の14款4項3目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段の15款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のうち、備考欄の環境課分と、その下の2節清掃費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、78ページ、79ページの上段、15款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

同じページの下段、15款4項1目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金で

ございます。

次に、80ページ、81ページをお願いします。

下段の16款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、備考欄の環境課分でございます。

1枚はねていただきまして、82ページ、83ページの上段、16款2項3目債権売払収入、1節債権売払収入でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

上段の20款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金でございます。

同じページの中段、11節雑入、備考欄のうち、上段の環境課分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

224ページ、225ページをお願いいたします。

中段、4款1項2目環境保全費で、次のページ、226ページ、227ページの下段まででございます。

そして、同じページの最下段、4款2項1目清掃費で、238ページ、239ページの下段まででございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○牧野委員　227ページで、これ誰か聞いたかもしれないんですが、下のほうに地盤沈下観測所管理事業というのがあって、清掃委託料3万4,000円ですけれども、ここら辺ずうっとこの10年間ぐらいでは、推移というのか、地盤沈下は認められないというのか、どういう状況ですかね。

これは市が持っているのか、県が持っているのか、どこの施設ですかね、これは。

○環境課長　地盤沈下観測所は、古知野地区のシルバー人材センターの横の県の施設であります。そこの管理委託を市が受けていますので、この地盤沈下観測所管理事業の委託料、清掃委託料というのは、草とかそういうものが生えてくるので、その管理をするのに使ったという金額でございます。

地盤沈下の推移ですけれども、ここしばらくの間は沈下するとかそういうことではなくて、大体同じような推移をたどっております。以上でございます。

- 牧野委員 分かりました。結構です。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 牧野委員 違う質問。231ページで分別ごみ収集運搬事業があって、これは何社の業者に頼んで何台の車が稼働しているか、ちょっと教えてもらえますか。
- 環境課長 分別ごみ収集運搬事業は資源ごみの収集ということですのでけれども、委託先は昨年度は3社で車は15台が毎日稼働しております。
- 牧野委員 この15台には、市の所有している車も入っている、入っていないんですか。
- 環境課長 全部委託車両でございます。
- 牧野委員 233ページに粗大ごみ戸別収集運搬事業で1,989万円がありますが、これも含めて15台ということでしょうか。
- 環境課長 これは台数に含まれておりません。
- 牧野委員 大体コストが分かるんですけれども、この3社とか15台というのは、毎年継続で入札をしているのか、どうやって決めているのか。随意契約でやっているのか、値上げ要求がどうなっているか。去年に比べてこの金額が上がっているかどうか、私まだ確認していないですが、そこら辺どうでしょうか。入札の方法だとか金額的な増減。
- 環境課長 金額については、予算は市のほうで積算しております。車の諸経費、人件費、あと燃料費、あとその収集に係る実働時間、朝8時半から始めますので、何時までかかるという調査をしております、それで委託料をはじき出しております。

契約方法ですけれども、契約は5年に1回入札をいたしまして、あとの4年は随意契約しています。なぜかという、車を購入する必要がありますので、じんかい収集車だとか約1,000万円ぐらいします。それと、その業務をするのに新たに人を雇い入れる必要があるのです、単年度ごとに入札をすると委託料が高くなるということですので、そういうことを鑑みて入札をして、

あとの4年間はそこの業者と一者随意契約をするということで実施しております。

○牧野委員　　これ委託料っていうのは年々上がっていくもんですか、大体据え置いているもんですかね。ここ3年ぐらいでどうですか。

○環境課長　　委託料はここのところ燃料費が毎年乱高下するので、それは反映させています。

　　あとは、特に実働時間が増えるということだと変化させますけれども、ここのところはそうないので、燃料費分、あと消費税が上がった分が去年上がったということになります。

○牧野委員　　分かりました。

　　ちょっと関連で235ページなんですけど、犬猫等死骸運搬委託料、これは専門業者なのか、先ほどの3社15台の中に含まれているのか、ちょっと確認ですが。

○環境課長　　15台には含まれておりませんが、契約は2者で入札して1者と契約しております。

○牧野委員　　なるほど、やっぱりいるんだわね。結構です。

○堀委員　　ごみ収集の関係で、委託料で蛍光管、空き缶、特別ごみ、廃プラスチック、ペットボトル、家電製品、瓶類等たくさんあるんですが、全部容器設置回収委託料になっているんですね。

　　ところが、私ら今、当番で出ますわな。そういうときに、容器等はぱっと積んであるだけで、あと何もやってあらへんわけですわ。容器を全部、空き缶とかプラスチックとか分けるのはみんなボランティアの区の人がやってみえるわけやわね。これ見ると、設置回収委託料になっておるんだ。そここのところ、ちょっと説明してください。

○環境課長　　今言われたように、設置するのと回収するのが業務に入っていますけど、言われるように積んだまま置いて、収集が終わった後は回収して、また次の日の収集のために次の集積所へ持っていくという内容になっておまして、容器を並べたりとかは各地元の方をお願いしているという状況でございます。

○堀委員　　設置回収委託料になっておるもんだから、設置とは、どーんと置

いてあるだけなんだわな。

[発言する者あり]

- 堀委員 置いてくるだけのことを設置と言うの。全部、箱なんかでも、網も広げて全部やるでしょう、それが設置だよ、普通は。持って行って、空き缶なんかでもプラスチックでもだあって空けに行くのが、設置してあるから空けに行くわけでしょう。ところが設置って置いてあるだけだがね。持ってきて置いてあるだけでしょ。これはおかしいよ、そんなことはちょっとね。ですがいかがですか。
- 環境課長 そういう御指摘でございますけれども、一応、仕様書では置いてきて、あと回収するということになっておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。
- 堀委員 じゃあ、この設置というのを消さないかんわ、これ。なしにしな、名目をね。
- 経済環境部長 来年度以降の予算の名称については、誤解のないようによく考えてつけます。よろしくをお願いします。
- 堀委員 細かいことを言いますが、スクラップ&ビルドじゃないですが、こういうような、いわゆる持って行って置くだけでしょう。そんなの何も設置じゃないもんだからと、ちょっと予算的にカットするとか、それぐらいのことをやっていただければいいと思いますが、いかがですか。
- 経済環境部長 名称については、しっかり検討してまいります。
- 堀委員 質問したことに答えてくれなあかんで。名称なんかじゃないの。ただ、この費用の中に、予算の中にその設置の部分も入っておるならば、設置は、その分はボランティアで来た人たちに払ってもらうならいいよ、設置をしておるんだから、朝早く行って。いかがですか。
- 経済環境部長 この収集運搬及び容器設置回収委託料の稼働時間の計算の中には、置いてくるだけの時間の計算でやっておりますので、さらに容器をきれいに並べてとなると、その稼働時間も増えて委託料も増えてまいりますので、今はこの容器を置いてくるだけの稼働時間で計算がしてあって予算が組んでありますので、そのようにカットするべきところはないかということですがけれども、今は適切に組んであるということなんです。

ただ、その名称については、容器設置と書いてあると誤解を招くおそれがありますので、その辺はきちっと検討してまいりたいと思います。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部都市計画課及び都市整備課について審査をします。

今、私が2課まとめてお話ししましたけれども、これは都市整備課というのが今年度できた課ですので、今決算でありますので、決算上は2課同時にやらないと……。

○都市整備部長兼危機管理監　混在するところがたくさんございますので、説明しやすいように。

○委員長　ありますので御理解ください。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長　それでは、都市計画課の所管しております一般会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

最下段、13款1項2目2節児童福祉使用料は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、62ページ、63ページ中段、13款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、都市計画課分のうち、公園に関する使用料でございます。

ページをはねていただきまして、66ページ、67ページ下段、13款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページをはねていただきまして、70ページ、71ページ上段の14款2項3目1節都市計画費補助金でございます。

ページをはねていただきまして、80ページ、81ページ上段の15款4項3目1節都市計画費交付金でございます。

その下、15款4項4目1節市町村委譲事務交付金でございます。

その下、下段、16款1項2目1節利子及び配当金は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、82ページ、83ページ中段、18款1項1目1節基金繰入金は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、86ページ、87ページ下段の20款5項2目11節雑入は、備考欄、都市計画課分のうち、コピー等実費徴収金及び都市計画図等売捌収入でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

ページをはねていただきまして、208ページ、209ページをお願いします。

下段の3款2項4目児童遊園費は、210ページ、211ページの最上段まででございます。

ページをはねていただきまして、268ページ、269ページをお願いいたします。

最上段の8款4項1目市街地整備費のうち、都市計画課の所管の事業につきましては、ページをはねていただきまして、272ページ、273ページ上段のいこまいCAR運行事業から、274ページ、275ページ中段の都市計画促進事業まで、及び278ページ、279ページ中段の屋外広告物管理事業でございます。

その下、8款4項2目公園緑地費は282ページ、283ページまででございます。

都市計画課の所管は以上でございます。

○都市整備課長　それでは、続きまして都市整備課の所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の62ページ、63ページの中段、13款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、都市計画課分のうち、駅前広場複合公共施設都市計画道路に関する使用料でございます。

ページをはねていただきまして、72ページ、73ページの中段、14款4項4目4節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、86ページ、87ページ下段の20款5項2目11節雑入は、備考欄、都市計画課分のうち、江南駅前便所維持管理負担金及

び江南駅前広場電気使用料実費徴収金でございます。

ページをはねていただきまして、92ページ、93ページ最上段の20款1項3目1節都市計画債でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、268ページ、269ページ最上段の8款4項1目市街地整備費のうち、都市整備課の所管の事業につきましては、都市基盤整備推進事業から、ページをはねていただきまして、272ページ、273ページ上段の区画整理運営事業まで、及び274ページ、275ページ下段の江南駅前管理運営事業から278ページ、279ページ中段の布袋地区都市再生整備計画策定等事業まででございます。

以上、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　273ページ、これは初めて知ったんですけど、273ページの広域交通網確立対策事業で1万円払っているんですけども、負担金、補助及び交付金で尾北地区広域交通網対策連絡協議会負担金と、これいつ頃あって、どんな話をして、負担金を払っておるだけで、年に1回ぐらい会合でもあるのか。ちょっとこの実態か状況を教えてほしいんですが。

○都市計画課長　尾北地区広域交通網対策連絡協議会でございますが、こちらのほうは江南市、それから犬山市、小牧市、岩倉市、扶桑町、大口町と尾北地区の関係市町でつくっている協議会でございます。いわゆる交通政策に対する要望を主にしておりまして、例えば国道41号の6車線化とか、国道155号の4車線化、あと江南市でいいますと、それと鉄道高架化事業、あと公共交通に関するそういった政策に関して、いわゆる交通事業者だったり、国とか県が整備、管理している部署ですね、そういったところに対して要望をしていくという活動をしております。

○牧野委員　少し思い出しました。国、県が対象だと思いましたが、今ちらっとおっしゃった公共交通というときに、例えば名鉄だとか、そういうものに対する何か要望みたいなことはされたことがあるのか。それもまたメンバーに入っていないのか。名鉄の交通はどうなんですか。

- 都市計画課長 交通事業者ですので名鉄も入っておりますし、名鉄バスもありますし、地下鉄も中に入っておりますので、名古屋市というのもその要望の対象先に入っております。
- 牧野委員 分かりました、対象と範囲が。ただ、具体的に何か要望活動とかいうのを年に1回ぐらいまとめて出しているということなんですか。具体的な活動としてはどうでしょうか。
- 都市計画課長 この要望ですね、年1回ですけれども、各国や県、交通事業者に対して関係市町の職員と、あとこれは事務局担当の市長と、あと市議会議長が一緒になって要望に行くという形を取っております。
- 牧野委員 ちょっと一般質問ぎみになるんですけども、こういう組織があることを思い出しましたが、これを使う使わないはともかく、近隣市町の広域循環バスみたいなものをこういうところで話し合うような、どの場がいか分かりませんが、そういったことも今後、一般質問じゃない決算認定だけ、進めていただきたいと意見を言うておきます。以上ですが、どうでしょうか。
- 都市計画課長 今のお話なんですけど、一般質問でもいただいております、この10月に、来月になりますけれども、近隣の大口町、扶桑町、それと岩倉市も含めまして、担当レベルでありますけれども、そういった広域の基幹路線について少しいろいろ意見を聞きたいなあというふうに思っております、そういった会議の打合せを予定しております。
- 牧野委員 ありがとうございます。
- 堀委員 273ページの中段、江南市生活交通バス路線維持費補助金2,451万5,000円、金額が非常に多いんですが、これの内訳を教えてください。
- 都市計画課長 これは名鉄バスの補助路線に対する補助金でございます、内訳としまして江南病院線でございますが、こちらのほうが951万8,000円。
- 堀委員 ちょっと待って。どこからどこまで、始発から。
- 都市計画課長 済みません。江南病院線ですので布袋駅、江南駅から江南厚生病院、そしてすいとぴあまでの区間になります。こちらの区間が補助額として951万8,000円。

次に、江南団地線になりますが、A線と呼ばれる路線でありますけれども、

こちらのほうは江南駅、それから古知野高校前を経由して江南団地まで行く路線になりますけど、こちらのほうの補助額が824万円でございます。

続きまして、同じ江南団地線の今度はD線と言われる路線であります。こちらのほうは江南駅、そしてヴィアモール前を経由して団地まで行く路線がありますが、こちらのほうの補助額が150万5,000円でございます。

最後に、江南団地のE線と呼ばれる路線でございます。こちらのほうは江南駅からヴィアモール前、それから江南団地を経由して江南厚生病院まで行く路線になります。こちらのほうが補助額として525万2,000円。

この合計が2,451万5,000円ということでございます。

○堀委員　いろいろ布袋駅から始発で、すいとぴあ江南までの路線は別として、あとの線は全部江南団地経由ですね。

これも一応、将来的に江南団地の住民が、住んでみえる方々が変化をしてくている状況の下、ちょっとこれから先考えていろいろ協議していただいたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○都市計画課長　恐らく今の江南団地線、E線の話だと思うんですが、特に区間的には、江南団地から江南厚生病院までということだと思います。

こちらの間につきましては、総合計画の中でも地域拠点としているエリアを結ぶ路線になります。そういう中で、江南市における地域公共交通の基本的な考え方の中では、できる限り維持、確保していくというふうの方針は定めております。

ただ、この路線に関しましては、確かに減少傾向にございますので、実態を十分に把握する必要があると思いますが、その上でいわゆるダイヤ改正とか便数を減らすとか、最終的には当然廃止ということも視野には入れないといけないと思いますけれども、まずはそういった利用実態等も十分に把握する必要があるというふう考えております。

○堀委員　特に、江南団地経由江南厚生病院までの路線なんかは、もうほとんど乗っていないというような状況なんですね。

これはある政党の方が強力に推し進められて実現した話でありますので、そこらの現状と、当時と現状と現実、バスを利用される方々もありますけれども、その現実も見定めて、これからスクラップ&ビルドではないですが、

対応させていただいたほうがいいんじゃないですか。いかがですか。

○都市計画課長 答弁の繰り返しになりますけれども、まずは利用実態というのを十分に把握しまして、その上で今後どうしていくかと、そういった方針もまた考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○牧野委員 この関連で、細かい数字は要りませんが、本当は路線ごとに何人乗って幾らか補助が出ていると思うんですが、全体で江南市が年間何万人が、何十万人が乗って2,451万円使って、1人当たり幾らの補助になるか、ちょっと計算していただけますかね。後からでもいいんですが。

○都市計画課長 昨年度、補助期間になりますので、実際10月から翌年9月という期間になりますが、こちらの間の利用者数合計でございますが、補助路線に関する合計として53万6,686人ということで、1人当たりですと45.7円ということになります。

○牧野委員 それで路線ごとの補助率なんかも出てくると思うんですが、今おっしゃったように見直しというのもいずれは必要かなあと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほか、ありますか。

○堀委員 ちょっと聞くだけですけど、277ページの都市計画道路整備事業（江南岩倉線）、事業効果等分析調査委託料というのがありますね。これ985万6,000円、約1,000万円近いね。何を調査しておるの。

○都市整備課長 こちらの調査委託でございます。都市計画道路江南岩倉線は市内の中心市街地を迂回して、北は岐阜県各務原市から南は岩倉市、小牧市方面の幹線道路でございます。本市の道路ネットワークの大変重要な路線でございます。現在は、踏切、市内路線の渋滞緩和や交通事故削減等を整備することによりストック効果が得られると期待するものでございます。

実際のこの調査の中で、まず交通量の推計というところで現状の交通量調査を行いまして、まず整備時に、ここの踏切の部分ですが、これを通行止めにしたときの影響、また南のほうの平面区間、未整備のところがございます。こちらのみ整備した場合の状況という各ケースごとにそれぞれの影響を調査、推計をしたところでございます。

平面区間を行うことにより交通量が増加して、また踏切の渋滞が悪化する

というようなことや、工事を行っている期間に通行止めをすると非常に今度は5号踏切、図書館の前の道路ですね。あれを北に進む、あそこの5号踏切がより渋滞するといった、そういうところも課題として出ているところでございます。

そういったところで工事中の迂回路の検討というのがまた必要になってくるわけですが、こちらの迂回路につきましては代替のそういった道路が、当然、鉄道を渡るといってなかなか困難ということで、現在の江南岩倉線の路線のところに側道を設けて、そこを通しながら工事するというのも必要であるというふうな課題も出てまいりました。

そういったことによりまして、現在、都市計画道路25メートルということで幅員を計画しているわけなんですけど、それ以上にその迂回路を整備することによってまた用地が必要になるというふうな、そういう課題も出てきております。そういったところが事業費の増大とか、跨線橋ということで非常に技術面でも市単独では困難であるということから、この調査の結果を基に今後は県の事業化も含めていろいろ調整をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○堀委員 きちっと説明をしていただきまして、ありがとうございました。よく分かりました。

私がちょっと気にしておるのは、小折地区の付け替えの三差路、あの五差路のこっち側の。あれを早く向こうへ抜ければ大分緩和されるんじゃないかなあというふうに思いますし、特に宮後地区のあれを早く開通できるように、そちらのほうを力を入れてやっていくようにぜひ進めて、宮後地区のほうね。あそこは青木川を挟んで渡らないかんで大変なんですけど、そういう点について部長、どう思われますか、そういう点。

○都市整備部長兼危機管理監 先ほど、課長から路線の必要性なんか説明があったんですけども、未整備区間はやはり名鉄との跨線橋だとか、青木川のところと、あとは一番南のところですね。小折地区の五差路の近くですね。両方でできていないんですけど、優先順位としては、やっぱり名鉄の跨線橋と青木川のところだと思っております。そちらを優先にいわゆる県と今調整をしておると、そういった状況でございます。

- 堀委員 ありがとうございます。
- 牧野委員 同じ277ページで、これ全然私知らないんで聞くんですが、上のほうの委託料で企画調整事業、愛知県省略単価保守及び処理委託料52万4,000円、これ何ですかね、愛知県省略単価とは。
- 都市整備課長 こちらのほうは、工事等積算するときには単価が当然必要になってくるわけでございます。そういったところで、愛知県が作成しております単価表がございますので、そちらの利用料といいますか、そういった経費でございます。
- 牧野委員 分かりました。これは本で来るのか、コンピューターでそのデータが入っていて各市町、大体同額ぐらい払っているものなんでしょうか。各市町のことはいいですわ、別段、急な話ですから。
- 都市整備課長 こちらはパソコンで処理する内容になっておりますので、紙ベースというわけではございません。
- 牧野委員 各市払っているのか、分からない。
- 都市整備課長 各市のほうはちょっと、済みません。
- 牧野委員 はい、分かりました。
- 委員長 ほか、ありませんか。
- 牧野委員 もう1個聞きたい。283ページも範囲でしたかね。
- 283ページの下のほうに、遊歩道・サイクリングロード活用事業ということで、イベント開催委託料50万円ということなんですが、これも江南市のすごくいい設備投資なんで、これを本当に活用したいと思っているんですが、何かこの50万2,000円は、少ないと言えば少ないんですが、何か具体的にされたのか、今後もっとやっていくおつもりなのか、ちょっとこれ中身が聞きたいんですが、50万2,000円の遊歩道・サイクリングロード活用事業。
- 都市計画課長 こちらのほうは昨年度、産業フェスタと同日開催させていただきました親子ふれあい自転車散歩でございます。
- 牧野委員 やめたんじゃないか。
- 都市計画課長 昨年度も実施している、内容についてはそういうことで使っております。
- 牧野委員 親子ふれあい自転車散歩をやっているんだけど、あれだけでや

っぱり50万円かかるんだね。やっぱり人件費だからね。

○都市計画課長　そうですね。各ポイントでおもてなしとかしておりますし、あとテントだとかいろいろそういったリースもございますので、そういった費用で使っております。

○牧野委員　分かりました。どんどんこれ活用する方策を募集してやっていただきたい。これ一般質問になるけど、要望しておきます。よろしくお願ひします。

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○土木課長　土木課所管の決算について説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、決算書の62ページ、63ページをお願ひいたします。

上段の13款1項5目土木使用料のうち、1節道路橋りょう使用料、及びそのすぐ下にあります2節河川使用料でございます。

ページをめくっていただきまして、66ページ、67ページの中段でございます13款2項5目土木手数料のうち、1節土木管理手数料の土木課分である証明手数料でございます。

少しページをめくっていただきまして、72ページ、73ページの中段でございます14款4項4目土木費交付金のうち、2節道路橋りょう費交付金でございます。

少しページをめくっていただきまして、82ページ、83ページの最上段でございます16款2項1目不動産売払収入のうち、2節土地売払収入の土木課分である廃道敷地売払収入でございます。

少しページをめくっていただきまして、86ページ、87ページをお願ひいたします。

中段の20款5項2目雑入のうち、11節雑入の土木課分であるコピー等実費徴収金及び歩道橋ネーミングライセンス料でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、256ページ、257ページをお願ひいたします。

中段の8款1項1目道路管理費であります、ページをめくっていただきまして、258ページ、259ページで中段にかけて掲げてございます。

ページをめくっていただきまして、262ページ、263ページをお願いいたします。

最上段の8款2項1目道路橋りょう費であります、ページをめくっていただきまして、264ページ、265ページ上段にかけて掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、土木課の審査を終わります。ここで暫時休憩といたします。

午前11時38分 休 憩

午後1時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 それでは、建築課の所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

下段の13款1項5目4節住宅使用料でございます。

ページをはねていただきまして、66ページ、67ページ中段の13款2項5目1節土木管理手数料でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページ中段の14款4項4目1節土木管理費交付金でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページ中段の15款2項5目1節土木管理費補助金でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページ中段の15款3項6目1節土木

管理費委託金でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページ中段の20款5項2目11節雑入は、備考欄最下段、建築課分は89ページ最上段まででございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

258ページ、259ページ、中段の8款1項2目建築指導費は、260ページ、261ページ下段まででございます。

ページをはねていただきまして、284ページ、285ページ中段の8款5項1目住宅費でございます。

以上です。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○鈴木委員　ちょっとこの中に入っているかどうか、間違っておったらごめんね。

民間木造住宅耐震補強事業ということで、前から言っていた、予算を立ててもなかなか、予算に対して執行率はどのぐらい。

成果報告書の98、99ページ、一連の事業が記されておるんですけど、ブロック塀のやつもあるので幅広いんだよ。耐震の、建築というと建物そのものからブロック塀もあるので、その付近を総括して執行率というか、ちょっと現状について御報告をお願いします。

○建築課長　まず執行率のほうですけれども、こちらの99ページのほうで予算1,580万円に対しまして決算額820万1,200円ということで、全体では51.9%となっております。

耐震事業の各項目の予算と実施件数についてお答えさせていただきます。

令和元年度につきまして、耐震改修につきましては、予算のほうでは14件を当初見込んでおりました。それに対して実際執行されたのは6件ということです。

次に段階的耐震改修というのがございまして、こちらが当初1件を見込んでおるところで、これがゼロ。

耐震シェルターというのがございまして、こちらにつきましては2件を見込んでおりましたが、実施はこれもゼロということになっております。

解体費の補助、これにつきましては、当初は3件程度かなあということで見込んでおったんですけれども、実際は11件執行できました。これは全体的な予算の中で動かさせていただいて、11件の解体を執行しております。

最後にブロック塀の撤去の補助でございますが、こちらにつきましては予算を200万円ということで見込んでおりました。実際執行されたのは15件で106万7,000円というような結果となっております。

○鈴木委員　今伺いまして、必要性は本当に過去から、特に大きな地震があった後だとか、そういうときにはこういう論議が一様に議会の中でもされて、新たな施策がこうやって講じられてきた。これは非常に喜ばしいことですが、なかなか実際問題、努力はされていることは十分承知はしておりますけれども、なかなか実際問題この予算の執行率を見ても、ブロック塀は先回の大阪府の直下型地震も含めて多少50%強ぐらいのことは出てきたんだけれど、いずれにしても、物によっては耐震シェルターなんかはゼロなんていうことがあったりしますので、今後なかなか当事者にやっていただかなくちゃいけないことなんだけど、ただ毎年、今年度の予算がどうなるか分かりませんが、来年度の予算を含めて、この辺りの事業継続、予算も含めてどういうような考え方でお進めになっていくのかということを含めて、ちょっと確認しておきたいんですが。

○建築課長　耐震改修、耐震診断事業につきましては、平成15年度から実施しておるわけなんですけれども、その都度大きく補助額の見直しとか補助メニューを増やしながら進めてきました。ただ、現在なかなか件数的にはちょっと伸び悩んでいるということがございまして、これにつきましてはしっかり従来どおり広報「こうなん」やホームページで、あと耐震診断を受けた方に対して耐震改修を実施していただくようダイレクトメールのほうを送るといようなことも行っております。こういうことでしっかりとPRして、耐震化の必要性について御理解をいただいて、耐震事業を行っていただけるようしっかりとPRしていきたいというふうには考えております。

また、補助額とかそういったものにつきましても、適宜見直しを行いまして、検討して進めていきたいというふうにご検討しておりますので、よろしくお願いたします。

○鈴木委員　　今、御答弁にありましたようになかなか大変だと思いますし、本当に努力はしてもらっておるんですけど、なかなか執行率が上がっていかないということで、ただ本当に建物そのものを直す改修というのは非常に大変だと思うんですけど、耐震シェルターだとか、要するにある程度PRの仕方によっては、またひよっとすると簡易な格好で対策ができるようであれば、実施していただける余地がある御家庭もあると思いますので、幅広く適宜、その付近も含めて今後そういった対象者の方にしっかりとPRして、少しでも対策を講じられるようお願いしてまいりたいと思っておりますので、御検討よろしくお願い申し上げます。以上です。

○堀委員　　今のブロック塀について、ちょっと関連して聞きますけれども、私の近所の道路で今にも倒れそうなところがあるんだわね。通るたびに危ないなあと思うんだけれども、市内でそういうようなところを点検して、市のほうから注意喚起してみえますか、いかがですか。

○建築課長　　危険なブロック塀というのが市内の至るところに点在しておるというような状況です。そういう形で今にも倒れそうだというような通報等をいただいた場合につきましては、私どもも補助もあるということで所有者の方に伺ってお願いしておるところでございます。

点検ということなんですけれども、これにつきましては、現在、愛知県の尾張事務所の職員と市の担当と数は限られているんですけども、県の担当が市のほうにいろんな検査関係を行いに来たときに一緒に回って点検をするというようなことを行っています。

点検箇所としましては、古知野地区の一部と布袋地区の一部につきましては、ある程度まとまった形で集中的に実施したことがございます。

それと、学校の通学路というようなところにつきましては、私ども建築課というよりは学校側とか、教育委員会のほうで点検を行っておるというようなことは聞いております。その中で不具合があったものにつきましては建築課のほうへ連絡をいただきまして、対応を促しているということは行っております。

○堀委員　　今、通報があつたり、集中的に見に行くとかそういう場合はあるんですが、そのほかはあまりないわけですね。道路を通過しておった人がこれ

は危険だからといって通報してくるなんて、まずないですわ。

例えば道路維持管理のほうで、市の職員が通勤途中とかそういうときに何かあった場合は言うシステムがあるでしょう。通報してくれというのがあるわけですから、そういうのに対して、例えばブロック塀が非常に危険だというようなところもその中に加えていただいて、市の職員等、家から通勤の途中にそういうのを見かけたら通報できるような、これも建築課のほうからやっておっていただけるといいと思いますが、いかがですか。

○建築課長　　今、委員から御提案のあったような件につきましても、可能なことだとは思いますが、一度よく検討しまして、このような仕組みができるかどうか検討してみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　ほか、ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて防災安全課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長　　それでは、防災安全課が所管いたします決算につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算書の60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の13款1項1目1節総務管理使用料のうち、備考欄の防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合）でございます。

少しはねていただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

最下段、14款4項1目1節総務管理費交付金で、備考欄の防災安全課、社会資本整備総合交付金（道路事業）でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段の15款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備考欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金、そして南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

少しはねていただきまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段の16款1項1目2節使用料及び賃借料のうち、備考欄の防災安全課、

防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

また、少しはねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

中段、20款5項2目11節雑入のうち、はねていただきまして89ページの備考欄の上段、防災安全課、放置自転車等売却代、放置自転車等返還金及び令和元年東日本台風豪雨短期応援経費交付金でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、128ページ、129ページをお願いいたします。

2款1項7目防災安全費、備考欄の人件費から、はねていただきまして136ページ、137ページの上段、備考欄の防犯灯補助事業まででございます。

大きくはねていただきまして、212ページ、213ページをお願いいたします。

中段の3款4項2目災害救助費、備考欄の災害救助事業でございます。

その下、3款4項3目被災地支援費、備考欄の被災地支援事業でございます。

補足して説明することはございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宮田委員　135ページ、上から予算のところの5行目、通学路カラー整備工事費の件でなんですけれども、新設は取りあえず終わって、今後ははがれているところの修繕ということでよろしかったでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　その予定でございます。

○宮田委員　今回のこの額で何メートルぐらいの修繕ができたかというのを教えていただけますでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　すみません。今後の予定ということでございますか。実績ということですか。

○宮田委員　決算です。

○防災安全課長兼防災センター所長　実績のほうですね。

大変失礼いたしました。

昨年度の実績でございます。1.8キロメートル分施工しております。

○宮田委員　参考までにですけれども、総延長が何メートルぐらいあって、

今後何年ぐらいで修繕が終わる御予定にされているかというのをお聞かせいただいてもよろしいですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　まずカラー舗装でございますけれど、市内で約26キロメートル分ございます。このうち修繕の計画でございますが、令和元年にこの26キロメートルの調査をさせていただきまして、修繕が必要な延長といたしまして約3,000メートルをピックアップしております。この3,000メートルにつきまして、今後3年間でまずは修繕をしてまいりたいと考えております。

○委員長　　ほか、ありますか。

○古池委員　　今の交通安全施設設置事業の関連ですけど、135ページ、この区画線設置工事費というのは、路側帯の白いところとか横断歩道の白い線の修理のことですか、これは。

○防災安全課長兼防災センター所長　　区画線でありましたり、道路交差点の路面表示などを行っておるものでございます。

横断歩道は警察の施工になります。

○古池委員　　警察、ここに入っていない。

○防災安全課長兼防災センター所長　　ここには含まれておりません。

○古池委員　　最近、路側帯とか横断歩道が非常に消えているのが多いんですけど、要望は出ていると思うんですけど、要望というよりも危険なところを防災安全課のほうで率先してやってもらうのが本来だと思うんですけど、要望を出してくれとかいろいろ言われることがあるんですけど、その辺のところは積極的に消えているところを今の行政のほうで要望がなくてもやらないかんといいふうに思わないのかどうかということですね。

要望というのは、2つか3つの町内にまとまっちゃうんだわね。

○防災安全課長兼防災センター所長　　市内の白線等につきましては、防災安全課でもパトロール等で確認はさせていただいております。そうした中で修繕が必要な箇所につきましては幾つかございますが、どうしてもやはりそれぞれの要望のほうを優先させていただいておる現状でございます。

○古池委員　　それはどれぐらいの進捗率でやっていただいておりますか。なかなかやっていただけないところが非常に多いんですけど。

○防災安全課長兼防災センター所長　　まず、お地元等からの要望につきましては、御要望に対してはほぼやらせていただいております。そうした上で、予算の範囲で施工可能な場所があれば施工はさせていただいております。

○古池委員　　要望がどれくらいあって、それからどれぐらいやれたかというような率は分かりますか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　昨年度でいきますと、要望いただいて修繕させていただいた延長でいきますと5,668メートル分でございます。この分は施工は完了させていただいた部分になります。

○古池委員　　ということは、要望は全部終わったということですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　御要望でいただいた分につきましては完了しているということでございます。

○古池委員　　ということは、これから要望が出る分については、予算的には大体やっていけそうですか。

○委員長　　決算とは違う。

○防災安全課長兼防災センター所長　　予算の範囲になりますけど、御要望いただいたところについては随時対応してまいりたいと考えております。

○古池委員　　よろしく申し上げます。

○委員長　　ほか、ありますか。

○鈴木委員　　確認ということで、交通安全対策含めて、LEDの道路照明、それから防犯灯ですね、ちょっとこれを含めてLED化率について確認なんですけど、ちょっとその付近、道路照明灯と各区が管理というか設置も含めてされている防犯灯について、LED化率の状況。

137ページを見ますと、防犯灯補助事業で言いますと設置費補助金が797万4,500円、それから電気料金補助金が745万4,600円、ほぼ同額になっておるんですけども、やっぱりLED化すれば電気の消費も下がっていくわけですので、過去からだんだん推移はしていると思うんですけど、その変遷も含めてLED化率はどうなっていますか。ちょっとそれを含めてお願いしたいと思います。

○防災安全課長兼防災センター所長　　まず、市が管理しております道路照明

灯でございますけれども、これにつきましては、駐輪場を除いた部分でいきますと全1,760基が全てLED化完了しております。駐輪場10か所につきましては、まだLED化にはなっておりません。

そして、次に地元区が管理していただいております防犯灯でございますけれども、令和元年度末時点でLED化は全体の47%完了しておるものでございます。

○鈴木委員　　まず1点、さっき言った市が直接管轄する今言われた道路についてはほぼ100%と。駐輪場についても、やっぱりLED化をしていただきたいと。何基、照明灯がありますか、今、駐輪場関係で。

○防災安全課長兼防災センター所長　　駐輪場には、全部で10基の照明灯がついております。

○鈴木委員　　それについてのLED化の予定はございますか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　駐輪場につきましては、現在、将来的な有料化等も含めて市の管理から離れることも想定されますので、今のところ、まだLED化等の投資については少し見合わせておるところでございます。

○鈴木委員　　分かりました。

各区管理の防犯灯で、今伺いまして47%、半分を切っているという状況でございますし、普通だとLEDに対する認識というのは非常に高まってきていると思いますし、過去だと更新の時期だとか何かのときに区から希望があれば替えていきますよということですが、この辺もう少し積極的に電力ということを見ると3分の1になるというふうに言われておりますけれども、そういったことを含めて誘導していくとか、区に対して区の要望を待つまでもなく、市として積極的に進めていくお考えはありませんでしょうか。ちょっと考え方を教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長　　各区で管理していただいております防犯灯でございますけど、それぞれの区のほうで計画を持って入替えのほうを進めていただいております。そうした入替えにつきまして、市のほうからも、各区のほうにもこういったLED化についてのお話はさせていただいております。

○鈴木委員　大体そういうことだと思いましたがけれども、なかなかLED化するにしてもやっぱりそれなりに費用もかかることだと十分理解はしますが、長い目で見ると5年、10年、従来型の蛍光灯でいいのか、それか前倒しでLED化していったほうが環境問題も含めて電力も削減できるということを考えると、どこかで価値判断してもらって、ちょっと何か背中を押していくようなPRもしていただければと思っております。

今日はここまでにしておきますけれども、そんな感じがしますので、今後ともお取組よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　下水道課所管の一般会計に係る決算について説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の70ページ、71ページをお願いいたします。

下段の14款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金は鹿子島及び神明排水ひ管操作委託金でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段の14款4項4目土木費交付金のうち、3節河川費交付金は社会資本整備総合交付金（下水道事業）でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の15款3項6目土木費委託金のうち、2節河川費委託金は青木川調節池などの県施設の操作委託金でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

大きくはねていただきまして、264ページ、265ページをお願いします。

8款3項1目河川費として、中段から268ページ、269ページ最上段に掲げております。

次に、286ページ、287ページ最上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

説明は以上となりますが、今朝の新聞報道に関わる補足説明をさせていただきます。

下水道雨水排水グループ所管の……。

[発言する者あり]

○水道部下水道課長 いいですか。

○委員長 いいですかね。

[「決算じゃないでしょう」と呼ぶ者あり]

○水道部下水道課長 未執行の分があるということだけ。

こちらのほうで、この新聞報道に関わる河川維持管理事業の12節役務費、27節公課費において予算の未執行が発生しておりますので、御報告させていただきます。

補足説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はあるませんか。

○堀委員 一番初めに言った鹿子島だったか、何と言った。

○水道部下水道課長 神明排水ひ管と……。

○堀委員 どこの何をやるの。

○水道部下水道課長 今年度も木曾川が増水したときにひ管の操作をさせていただいたんですけれども、青木川放水路に併設してあるのが神明排水ひ管でございます。すいとぴあ江南の裏側の辺りよりちょっと西側のほうに樋門があるんですが、こちらのほうが鹿子島の排水ひ管となっております。

今回の木曾川が増水のございまして、今回は久しぶりにちょっと閉めたという形になりますけれども、こちらのほうの維持管理を国のほうから請け負う歳入のものでございます。

うちのほうで請け負って、業者に委託のほうを発注しておるというような形になります。

○堀委員 大体分かるんですけども、すいとぴあ江南から最終処分場の横を通ってずうっと行って鹿子島の、それが鹿子島の排水だね。

○水道部下水道課長　　そうですね。

○堀委員　　もう一つの神明排水路というのはどこからどこへ行っておるの。

○水道部下水道課長　　神明排水路自身は……。

○堀委員　　フラワーパーク江南の下を通って。

○水道部下水道課長　　そうです。

通って行って、江南岩倉のアンダーをくぐって、放水路の排水機場の横から出ています。放水路と一緒に木曾川のほうに出ております。

○堀委員　　その維持管理、どこにそんなものなんかあるか、水門かなんかあるか。

○水道部下水道課長　　水門がございます。

○堀委員　　水門があつて、扉か何かあるの。

○水道部下水道課長　　扉が、ゲートがあります。

○堀委員　　どこにあるのかな。

○水道部下水道課長　　小網橋のすぐ際に、青木川放水路とゲートが2つございまして、片方の上流のほうがこの神明排水のひ管でございまして、もう一つのほうは青木川放水路の放水口になります。

○委員長　　ほかに質疑ありませんか。

○古池委員　　265ページの雨水貯留施設整備事業、13節の委託料、これは古知野高等学校の貯水池のことですね。

○水道部下水道課長　　そのとおりでございます。

○古池委員　　その規模をちょっと改めて、前も一般質問でお聞きしたかもしれませんが、もう一度お願いします。

○水道部下水道課長　　古知野高等学校の雨水貯留施設整備事業につきましては、以前、平成26年度のときには7,770立方メートルの雨水貯留施設で整備計画をしておったところでございます。その中で、高校側のほうの協議の中で、やはりこちらのほうの義務教育ではないという、学校教育という運営を敷いていく中で、敷地のほうをグラウンドのほうで行うことは避けてほしいというような御意見もございました。そういった中で、学校側との協議の中で、南側の駐車場のほうの敷地で検討をとということでお話をいただきました。

議会のほうの一般質問でもございましたように、その上で学校側のほう

のさらなる配慮をいただきまして、現在プールのほうを今現在使われていないということをごさいましたので、そちらのほうを取り壊してその敷地も活用してもいいのではないかとということをお話を伺ったところをごさいます。

そういったお話を受けた中で、以前の平成26年度の基本設計のほうを再度見直しさせていただいて、与えられた敷地の中でできる雨水貯留施設を考えたものでごさいます。その上で計画したものが、一応4,000立方メートルの規模という形で検討させていただきまして、こちらのほうで排水区域とか、そういった集水区域ですね、こちらのほうを改めて見直しさせていただいた委託料をごさいます。

○古池委員　　そうしますと、大変御苦勞なさったと、平成26年度からずうっと協議してやっと大体決まってきたわけで、そうしますと、基本設計で、その後、実施設計ですね。今後の予定を少しだけ、完成予定までのところをお願いします。

○水道部下水道課長　　今後の予定といたしましては、令和3年度に交付金を受けての詳細設計を、委託業務を発注するところをごさいます。令和4年度に予算の作成をいたしまして、順調に進めば令和5年度、令和6年度の2か年で工事を着手する予定をごさいます。

○古池委員　　先がちょっと長いですけど、よろしくお願ひします。

○水道部下水道課長　　よろしくお願ひします。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時46分　　休　　憩

午後1時46分　　開　　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**議案第66号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○委員長 続いて、議案第66号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 続きまして、令和元年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

歳入につきましては、決算書の388ページ、389ページの上段の分担金及び負担金から390ページ、391ページ下段の市債まででございます。

歳出につきましては、392ページ、393ページの上段の総務費から398ページ、399ページ下段の公債費まででございます。

はねていただきまして、400ページには、実質収支に関する調書でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宮田委員 392ページ、393ページの1款1項1目、予算現額が3億5,900万円強に対して、その右のほう、不用額が9,000万円強あるということで、大体25%強の不用額になっておりますが、これに対しての見解をお聞かせいただければと思います。

○水道部下水道課長 こちらのほうの不用額といたしまして、今年度に限りましては3月末での打切り決算ということでございます。当然そういった形になりますと3月31日で締めてしまいますので、それ以降の支払いというものがこちらの特別会計ではちょっと行えないものですから、こちらのほうは下水道事業会計ですね、新しい新年度の会計のほうで特例的支出という形で

支出させていただいておりますので、この不用額というものが先ほど申し上げました補正予算のほうに関連してくるものでございます。

○委員長　ほか、ありますか。

○鈴木委員　下水道の使用料について、ちょっとこれは、ここのことだけじゃないんですけど、少なからずこの数年ずうっと供用開始が広がってきていると思うんですけど、1つは接続率の推移、やっぱりせつかく整備してもなかなか接続率が上がらないところした使用料について結びつかないことも含めて、その付近の取組についてちょっと確認の意味でお聞きしておきたいんですけど、お願いします。

○水道部下水道課長　水洗化率、こちらのほうは一般質問でもございましたけれども、こちらのほうの取組として未接続の方のほうに訪問をさせていただいたりとか、そういったことで接続を促すような形では取らせていただいているようなところでもございます。ただ、なかなか非常に御家庭の事情等で無理やりという形ではなかなかできないものですから、そういった中で今後そういった啓発の取組といたしまして、他市町の事例で申し訳ないんですけども、土・日に回ったりとかそういった啓発も今後はちょっと考えているようなところでございます。

実際、そういった取組で好事例があれば積極的に取り組んで、水洗化率の向上に努めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○鈴木委員　今伺って、具体的に接続率の推移についてはどんな格好で、順調にそういう努力をして上がってきているということならいいんですけど。

○水道部下水道課長　接続率につきましては、近年大幅に整備面積を増やしている関係上、以前、平成25年度当時まではおおむね75%前後を維持しておりましたけれども、それ以降、面積がかなり広がってきたという形で、今現在といたしましては67%前後の接続率というような推移でございます。

○鈴木委員　分かりました。

もし、具体的な接続率、一番いいのは100%が一番いいんですけど、そんなことはないと思いますので、当面の、ここまで来るとよしとは言いませんけれど、経営として他市町の既に供用を開始されているところから見ると、この水準までは持っていきたいというものはございますか。

○水道部下水道課長　こちらのほうの主要施策の成果報告書のほうの68ページに記載しておりますが、今年度の実績値としては69.1%ということで、目標値としても61.91%という形にはなっておりますが、達成目標、委員の言われるように100%を目指して啓発のほうは努めていきたいなというふうには考えて、進めていきたいと思っております。

○鈴木委員　今お聞きしまして、一定の目標を持っていらっしゃるんですけど、要するにでき得る目標かもしれませんけど、60%台、69.1%、それが当面の目標だということで、どれほど難しい、1%、2%上げることは難しいことかとは思いますが、極力、さっき75%まであったと言われましたので、やっぱりそのレベルぐらいまでは近々達成できるような御努力をひとつお願いしたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　ほか、ありますか。

○牧野委員　審査意見書の54ページで、多分これも打切り決算によると思うんですけど、公共下水道の受益者負担金と使用料がぽんと下がった理由は、もう一度お願ひしたいんですが。

○水道部下水道課長　先ほどと同じ理由になります。3月での打切り決算という形になりますので、使用料収入、受益者負担金も3月末で納入できなかったものが特例的未収という形で翌年の下水道事業会計のほうでの歳入で受けているものでございます。

そちらのほうも5月31日現在までを仮に推計いたしますと、おおむね同じ、昨年度の受益者負担金ですと平成30年度全体で99.28%あったものが、今年度も98.70%という形になります。打切り決算ですと98.19%という形になりますので、おおむね例年どおりという形になるかと思ひます。

下水道使用料につきましても、平成30年度のときの収納率としましては99.28%ございましたが、この打切り決算の関係で3月末では81.99%ございましたが、5月までですと99.32%という形になりますので、おおむね同等の収納率ではないかなというふうに鑑みておひます。

○牧野委員　そういうことだと思ひます。

ちょっと細かいんですが、この審査意見書の93ページで、歳入のところで

区分7の諸収入とかありますよね、上の表の中で。諸収入の収入率が一番右端の表を見ると過去100%なんだけど、令和元年度が93.8%になったというのもその理由ですか。

諸収入も同じことなのか、ほかの大きな要因があつて、これはたまたま決算年度に入ってこなかったということですか。

○水道部下水道課長　こちらのほうにも、諸収入の雑入の中で一般会計人件費負担金、一般会計事務費負担金というものがございまして、こちらのほうも3月31日の打切り決算という形になっております。

○牧野委員　分かりました。

もう一回、55ページに審査意見書に戻るんですが、言っている意味がよく分からなくて、55ページの下から、表のすぐ上、主な不用額はと書いてあるんですが、その次、細かい数字が、平成30年度から継続費逓次繰越額として繰り越された企業会計移行事業600円はと、これはどういう意味なんですかね。水道事業会計に引き継がれたと。

○水道部下水道課長　こちらのほうの600円でございますが、企業会計の移行事務としまして、4か年の継続事業という形になっております。その中で、決算と予算の関係で、予算のほうは1,000円単位でございましたが、初年度の決算としまして予算との差が200円生じております。平成30年度のほうでも400円の予算と決算との差で400円出ております。こちらのほうを3月31日までに支払えばよかったんですが、ちょっと支払いが打切り決算で支払えなかったということで、こちらのほうを下水道事業会計のほうの特例的未払い金という形で支払う関係で、この600円自身も下水道事業会計に引き継いで、令和元年度のほうの最終の支払い、企業会計の移行事務の委託事業のほうの支払いに充てたという形でございます。

○牧野委員　よく分からない。

キャッシュ・フローでも出てこないし、バランスシートでも出てこない。要するにそういうことだね。このとおりに見るしかないの、やっぱり600円は600円だということで引き継がれたと。やっぱりこういうことは書く必要があるんだね。

○水道部下水道課長　そうですね。毎年逓次繰越しでずうっと200円とか上

がっていたもんですから、こちらのほうも引き続きさせていただきました。

○牧野委員 分かりました。

○委員長 ほか、ありますか。

○牧野委員 審査意見書の56ページ、この一番上の言葉ですけど、市債がお金と金利と返していくんだけれども、増えていくということなんですけれども、計画だから将来市債が横ばいになるとか増えていかないところぐらいまで、どれぐらいの金額を借りて、どこら辺で止まるかというようなのが、値上げも含めて何か試算があれば。なければ構いません、これは将来の話ですから。

○水道部下水道課長 こちらのほうにつきましても、今現在、下水道経営戦略のほうでシミュレーションを立てて、将来のシミュレーション、料金改定も含めて、料金改定をした場合、幾らにしたかによってシミュレーションも変わってくるかと思えます。そういった中で、またこちらのほうを審議して、またお示しできればいいかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○牧野委員 水道会計、上げたんですけど、値上げして。下水道も確かに市民は嫌なんですけど、やっぱり将来少し心配していますので、できるだけ早くシミュレーションをされて、市債残高が増えていかないような、ここら辺で止めたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 02 分 休 憩

午後 2 時 02 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**議案第67号 令和元年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○委員長 続いて、議案第67号 令和元年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長 議案書の117ページ、令和2年議案第67号 令和元年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを御説明させていただきます。

それでは、決算書及び附属資料の35ページをお願いいたします。

40ページにかけまして、本事業の特別会計歳入歳出決算書でございます。

内容につきましては、401ページの令和元年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書で御説明させていただきます。

ページをはねていただきまして、402ページ、403ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料から最下段、5款諸収入まででございます。

ページをはねていただきまして、404ページ、405ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、下段、2款土地区画整理事業費でございます。

406ページには実質収支に関する調書を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宮田委員 これで、取りあえず進捗率というのは何%ぐらいになるか教え

ていただけますか。

- 都市整備課長 進捗率ということでございます。成果報告書のほうで申し上げますと、95ページでございます。

2の実施内容の部分で申し上げますと、事業費に対する進捗率ということで申し上げますと96.6%という状況でございます。

- 委員長 ほかに質疑はございませんか。

- 牧野委員 95ページの成果報告書で、ついでですみません。

予算額と決算額が大分違った理由をちょっとポイントだけ教えてください。

成果報告書の95ページの全体は96.6%なんだけど、たまたま令和元年度だけが。

- 都市整備課長 405ページの2款土地区画整理事業費ということで、28万6,000円ということで上げさせていただきましたが、仮換地の図書の修正の件数によってこの金額、6万6,000円という執行になっておりますので。

- 牧野委員 仮換地が1個しかできなかつたということか。

- 都市整備課長 上の段、権利移転等の状況の仮換地は11区画という実績でしたので、それに伴いましてこの執行率ということになったものでございます。

- 牧野委員 仮換地って、いつ完成、まだできないのか、いつ頃までに、きちっと決着しちゃうまでに。

- 都市整備課長 現在、鉄道高架のほうは、犬山線のほうが高架化が終わりまして、これから来年度に向けて側道の整備等がされることになりますので、そちらのほうは確定した後に仮換地のほうも進めていくと。

- 委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時08分 開議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**議案第70号 令和元年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定  
について**

- 委員長 続いて、議案第70号 令和元年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 議案第70号について御説明申し上げますので、議案書の121ページをお願いいたします。

議案第70号 令和元年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について御説明させていただきます。

別冊の令和元年度愛知県江南市水道事業会計決算書及び事業報告書の3ページをお願いいたします。

令和元年度愛知県江南市水道事業決算報告書でございます。

はねていただきまして、4ページ、5ページの令和元年度江南市水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、14ページから17ページの令和元年度江南市水道事業貸借対照表まででございます。

なお、12ページには令和元年度江南市水道事業剰余金処分計算書（案）を掲げておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、19ページをお願いいたします。

令和元年度愛知県江南市水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、20ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、40ページから57ページの5. 附帯事項まででございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 決算報告書の7ページなんですけど、第3項負担金と第4項分担金が予算額と決算額がそれぞれ違っている。見込み違いみたいに増えたり減ったりしている何か原因というのをちょっとお聞きしたいです。

○水道事業水道部水道課主幹 第3項の負担金につきましては、受託工事に関わる負担金の歳入がなかったということで、これにつきましては、県のほうで、県営水質保全事業に伴う配水管布設替え工事というのが中止になりまして、その分が減っております。

それから、第4項の分担金につきましては、これは給水申込みに関わる施設分担金が該当するわけなんですけれども、予算計上したよりも申込みのほうが多かったということでございます。

○牧野委員 多かったのは満遍なくか、特定の地域ですか。

○水道事業水道部水道課主幹 満遍なくでございます。

○牧野委員 なるほど、そういうことなんだ。分かりました。

ちょっと細かいことで失礼だけど、23ページで口径の大きさがずうっと13ミリから150ミリまで書いてあって、量水器の数も出ているんですけど後ろに、さっと数は分かりますか。13ミリ管が幾つ使用しているかという具体的な数は分かりますか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 23ページですか。

○牧野委員 23ページの改正後のね。料金改正しましたよね。そのときに口径別基本料を設定したときに、全体では2割ぐらい上がるという話で、13ミリが幾つあって、20ミリが幾つあるか。ちょっと細かい数字で失礼ですが、聞きたいので。

予備品の数から大体分からんでもないんですが、28ページにも書いてあるんですけど。

○水道事業水道部水道課主幹 令和元年度の実績で申し上げますと、13ミリの水栓数が3万1,004件でございます。20ミリが7,724件でございます。25ミリは565件、40ミリが174件でございます。50ミリが40件、75ミリが35件、100ミリが1件でございます。150ミリはありません。

○牧野委員 この50ミリ以上というのは、一般、企業ですかね。使っている

お方は市民なんだけど、ユーザーとしてはどういう人ですかね、50ミリ以上の。

○水道事業水道部水道課主幹　　大きい企業、もしくは学校などだと思います。

○牧野委員　　学校があるか。学校があるで40件だ。  
分かりました。学校と企業ね。

○委員長　　ほか、ありますか。

○鈴木委員　　参考までに、ちょっと分からんことが多いもので申し訳ありません。

概況の20ページのイのところ、業務状況で有収率というやつね、年間有収水量、この92.7%というのは妥当な数値なのかどうかということを含めて、7%ぐらいのものがどこか行っちゃったというか、これが妥当なものか、この見方についてちょっと教えてください。

○水道事業水道部水道課主幹　　有収率につきましては、年間の有収水量を年間の総排水量で割った値でございます、今回は92.7%という数字が出ております。92.7%が妥当かというところはちょっとあれですけど、実際には消防活動や漏水などによってなくなった水がありますので、92.7%という数字になっておるかと思えます。

平成19年度の有収率が91.2%だったんですけど、それを目安に漏水調査などを行って回復をさせるように考えております。

○鈴木委員　　今ありましたように、消防のあいつた火災のときに使う水も含めてだと思えますので、ただ、平成19年度に比べたら1%程度よくなったよという意味だと思えますけれども、本当に単位が大きいですので、この1%、2%というのが極めて大きなふうになると思えますので、少しでも有収率を上げるような格好で、今後とも引き続きお取組をお願いしたいということと、もう一点、この辺りの施設整備ということでちょっとお尋ねするんですけれども、簡易水道というのが随分前に市水につながりましたよね。簡易水道から江南市水道にということで、六、七年ぐらいになるかな。そのときに、結構、老朽管ということで心配があるよということが言われたんだけど、その付近の簡易水道に関する何か整備というか、特殊な対策だとか、

あるいは何か対策があるのかということについて、ちょっと確認しておきたいんですが。

南野地区とか高屋地区とか、簡易水道からの。

○水道事業水道部水道課主幹 簡易水道統合は、最近では草井、草井南部、南野簡易水道を統合しております。統合した後に漏水調査をいたしまして、漏水している箇所は修繕をしておりますが、要望のほうでも老朽化しているよということで要望もいただいております。それにつきましては、去年も今年もですけど、改良工事ということで順次進めております。

○鈴木委員 簡易水道を統合するとき、一定のそういうことも含めて協力金というか、統合でその地域から負担金をもらっていると思うんですけども、いずれにしても全部布設替えしていくと60年、70年ということもあり得るとい話を聞きましたので、そのところを従来からの市水のところもそうですけれども、特に簡易水道のところについては漏水を含めて、さっきの有収率ということも含めて、そういうことも絡んでくるかもしれませんので、ぜひともその付近、非常に悩ましいところかもしれませんけれども、ひとつ賢明な対応をよろしくお願いしたい。

全部布設替えすると莫大な費用がかかると思いますので、一遍その付近のところは場を変えてまたお聞きしたいと思っておりますので、以上です、私のほうからは。

ないよね、簡易水道は、今ほとんど。

○水道事業水道部水道課主幹 簡易水道はありません。

専用水道ということで、江南団地はありますけど。

○牧野委員 審査意見書の104ページと105ページですけど、今、鈴木委員がお聞きになったとおりで有収率がじわじわと下がっている要因だけ、もう一回まとめて、きちっと確認しておきたいんですけど。

○水道事業水道部水道課主幹 有収率が下がっておる原因といたしましては、管の老朽化による漏水や火災などの消防水利、それからあと、工事を進めるに当たっての洗管作業に使う水などがございます。

○牧野委員 じわじわ下がっているのは漏水が多いのかな。分かりませんが、そんな感じがしました。これは私の感想です。結構です。

105ページでお聞きしたいんですが、今、基幹管路更新（耐震化）工事を令和元年度から10年計画でやっていて、この令和元年度末と、今、105ページのこの表を見ていますと、令和2年度末予定で13.5%というふうに書いてあるんですが、10か年計画にしてはちょっと進捗率が低いような気がするんだけど、これは予算の関係なのか、理由をお聞きしたいんですが。

計画どおりなら、それでいいんですけど。

○水道事業水道部水道課主幹 基幹管路更新計画につきましては、令和13年度までの計画でございます。事業が始まりました平成29年度、平成30年度の工事の進捗率につきましては、5.57%でございました。今工事をやっております令和元年度、令和2年度で終わる工事につきましては、ここに書いてあります13.5%でございます。

基幹管路の工事自体が下般若配水場からスタートするような工事になっております。進捗率に関しては延長で管理しておるんですけど、下般若配水場に近いほうに行きますと口径が大きいもんですから、費用が、メートル単価がちょっと高くなりますので、最初は進捗率がなかなか伸びないということになっております。

○牧野委員 分かりました。

ちょっと私、誤解していて、令和13年度完了予定で、最初は口径管が太いので、工事費もかかるので進捗率がちょっと低いように見えるけれど、大体計画どおりやっておる、こういうことでいいですね。

○水道事業水道部水道課主幹 そのとおりでございます。

○牧野委員 結構です。分かりました。

あと、112ページの水道料金の収入状況をちょっとお聞きしたいんですが、水道料金の収納率は高くって非常にいいと思っておるんですが、この不納欠損が令和元年度と平成30年度と僅か出ていますけど、令和元年度の28万円と平成30年度の54万円というのは、何件ずつですか、件数。

○水道事業水道部水道課主幹 平成29年度につきましては、229件で54万2,038円、令和元年度につきましては、121件で28万1,991円でございます。

○牧野委員 結構思ったより件数が多いんだなあということが分かりましたけれども、やっぱりこれは5年で時効ということで消しているんですか。不

納欠損の処理基準というのは。

○水道事業水道部水道課主幹 10年です。

○牧野委員 そうすると、10年たって1円も払わない人は落としていくと。そういうことなんだ。分かりました。これは法律で決まっているんですね、10年というのは。

○水道事業水道部水道課主幹 民法のほうで決まっているようです。すみません。

○牧野委員 結構です。分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時27分 休 憩

午後2時27分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第70号についてお諮りします。

初めに、利益の処分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、決算認定についてを採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 29 分 休 憩

午後 2 時 43 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題といたします。

この件につきましては、去る 6 月の委員会におきまして皆様方からいただいた御意見を正・副委員長で検討した結果を今御報告させていただきたいと思っております。

堀委員より、上水のくみ上げに関する規制についてということで行政視察の御提案をいただきました。類似地域に予算を伴わない形での行政施設を実施できる場所がないか検討しましたが、予算を伴わない形での実施は難しく、今回は見送りさせていただきたいと考えますが、よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、各派代表者会議において、当面の間、行政視察の受入れはしないとの決定もされておりますので、その動向も鑑みながら、予算を伴わない形での行政視察の御提案がある場合には、改めて正・副委員長へ伝えていただくようお願いしたいと思っておりますが、こちらの件もよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、今後、皆様方から改めて御提案がありましたら御相談いたしますので、よろしく願いいたします。

---

### 常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、常任委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては、去る 6 月の委員会におきまして、こちらも予算を

伴わない形での研修会の実施の御提案がある場合には、正・副委員長にお伝えいただくようお願いしておりましたが、現在のところ、皆様方からの御提案はございません。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、引き続き予算を伴わない形での研修会の御提案がある場合には、正・副委員長へ伝えていただくようお願いしたいと思いますが、こちらの件もよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議もないようでございますので、今後、皆様方から改めて御提案がありましたら御相談いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

---

### 市民と議会との意見交換会について

- 委員長 続きます、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、8月20日に開かれました各派代表者会議におきまして、今年度は各常任委員会で意見交換の実施方法、テーマ、日程、開催場所などを決定し、広報も含め、各常任委員会で責任を持って意見交換会を実施していただくことと、議会改革特別委員会での協議結果が報告され、それが了承を得られたというところでございます。

これを受けまして、本日、皆様に御協議をお願いするものです。なお、市民と議会との意見交換会の過去の委員会別テーマと団体との意見交換会等の実績をタブレット端末に配信しております。そちらのほうを御参考ください。

それでは、市民と議会との意見交換会の実施方法、テーマ、日程、開催場所等について、皆様方、何か御意見ございますでしょうか。

すみません。御意見の出る前にちょっと私のほうからお話させていただきますが、正・副委員長で事前に協議はしておきまして、おおよそ一般の方との意見交換を求めるのではなくて、建設産業委員会に係る特定の団体にお声をかけさせていただいて、そちらと意見交換ができたらどうだろうという思いがあります。また、12月定例会の委員会でもお諮りしたいとは思っておりますが、おおむね年明けぐらいで設定できないかなあという思いの部分のご

ざいます。

なので、先ほどの委員会ごとでこの件を行っていくということで、広報「こうなん」とか特に事前に準備する必要がある、一般市民の方に意見交換会を求めようとする必要になってくるので、特定の団体とすれば日程の調整も比較的つきやすいだろうと。あと、それが対面だろうと、急遽それがオンラインであろうと、取り組みやすい方向になるかなあとということで、まだ詳細は決めてもおりませんが、そういう正・副委員長の事前協議がございましたので、その部分は今御報告させていただきます。

それを含めてでもいいですし、含めなくても真っさらな意見でも結構でございますので、今の市民と議会との意見交換会についての御意見を皆様方から求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員　これは、やっぱり年に1回という開催の予定で今進めようということですね。1月にやって。

○委員長　議会改革特別委員会のほうで、江南市議会基本条例実施要綱の中で年2回以上開催というのがあって、過去に議会改革特別委員会が担当したんだけど、それぞれ各常任委員会が3つの分科会でやったのは、あれは同時に開催しているけど3回開催したというカウントになっておるんですね。

なので、今回も、日時も各常任委員会に任せられている、場所も、タイトル、テーマも全部任せられているということなので、単発的に3つやれば3回やったということになるので。

ただ、もちろんただし書と言いますか、この限りではないというところで、そういう今回のコロナ禍のときに押してまでやる必要はないわけなので、その部分で、できるだけ当委員会もやりたいという思いはありますが、最終的には情勢を勘案しながら開催に至るかどうかというところは、また皆様方と御相談させていただきたいと思っています。

○牧野委員　委員長も大変なので無理強いはできませんが、一応議会改革特別委員会で年2回以上と決めたもんですから、これをいろんな事情で1回にするならするですけど、なし崩しが引っかかるということで、一つ私は、建設と商業観光、農業ですから、そういった団体、商工会議所、農業団体、または建設業界だとか何でもいいんですけど、そういう団体との意見交換会み

たいなものを1つやって、1つは市民と1つやると。僕は全然できませんけど、今はやりのオンラインのZ o o mを使った、何人来るか分かりませんが、若手が来るかもしれませんが、そういったことを市民と1つやる、1つ団体とやるというようなことで、本当は議会としてはやるべきだなあとと思いますが。

あえて、全員で1つでいいとおっしゃれば私は反対しませんが、方向としては本当は要綱どおりやっていく、それがやっぱりやれなければ要綱を変えろというような形をしないと、どこかルール違反みたいな感じがするんですけど、委員長を責めているわけじゃありませんので、皆さんの意識ですから、どうでしょうか。

○鈴木委員 同一会場でやっても3回やったと。要綱に年2回以上の意見交換会をやりましょうというのがあると今言われた。委員会として2回ということではなしに、各委員会1回、1回、1回やれば、3回ということクリアできるということは言えないのでしょうか。

○委員長 もちろんクリアしますね。

正・副委員長が偶然にも議会改革特別委員会に行っておるものですから、そこで今年度の議会改革特別委員会のボリュームがあり過ぎたということもあって、いろいろ常任委員会にお願いしよう、結果的には同じ人間がやっていますけれども、あまりしゃべることじゃないですけどね、ここは。

○堀委員 3委員会あるでしょう。3委員会で2回やればいいの。1委員会1回、2回というということはどういうふうなの、これ。

○委員長 すみません。議会改革特別委員会として、議会で2回やれば2回とみなすんですけど。

○堀委員 議会で2回ということ。

○委員長 はい。市議会として2回やれば2回とみなすんですけど。

○堀委員 そんなおかしな話はないわな、実は。

○委員長 ただ、実際はもっと複数回やっているんです、結果的に。昨年度もそうですけど、J Cを呼んだりとか、あと滝高校へ行ったりとかして、結局回数でいくと5回カウントになっちゃったりとかしているの。

○堀委員 まず、議会として2回、これはちょっと誤解があるんじゃないか

なあ。

例えば、ほかの委員会が1回ずつやったら、うちはやらんでもいいわけだわ。

○委員長　　そうです。そうなります。

○堀委員　　そういうことだろう、理屈としては。

○委員長　　ただ、今までは、どちらかというといと議会改革特別委員会が音頭を取ってやっているんだけど、今年度に関しては議会改革特別委員会が各常任委員会に権限を委ねて、やってほしい。そのやってほしいに対しての回数は特にお願ひしていないものですから、単純に1常任委員会が1回ずつやれば3回やったことになるよという、数の理屈ですけど。

○委員長　　暫時休憩しますね。

午後2時54分　　休　憩

午後2時59分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を始めます。

今、先ほど皆様方から御意見いただいた部分も精査しまして、当委員会でも常任委員会として責任を持って意見交換会を開催していくということで、ぜひとも当委員会も実施したいと思っております。

それで、実施方法とかテーマとか、日時、開催場所について、先ほど私が述べさせていただきました正・副委員長の見解もありますが、それ以外でこういう場所でこういう団体ができたらいいなとかいう御意見がありましたら、そこをちょっと求めたいと思いますので、お願いいたします。

○堀委員　　前に私も参加させていただいて、いろいろ見た、聞いた中で、意見交換会という名称を変えたらどうかということの前申し上げました。ここではないですよ。各派代表者会議だったかなあ。

ということはどういうことかと言いますと、こういうところへ行って意見を聞くだけなんだわね。こちらから意見を聞いて、相手に聞くということは全然やっていないわけですわ。ほとんど市民の方の意見を聞くだけでしょう。ほんなら意見交換じゃないわけですわ。だから、意見を聞く会に名前を変えたらということを上申し上げたんですが、本当に意見交換会ならば、議員の意見も相手に聞いてもらわないかんし、相手の方の意見も聞かないかんし、ま

さに意見の交換会をやるなら、本当の意見の交換会をやっていたらいいというふうに思います。

○牧野委員　だから、いきさつを言うと長いんだけど、本当はいろんな議会の状況を説明して、それからフリーディスカッションということでやって、いい意見を議場で取り上げて皆さん一般質問されていて、私はこれはこれでいいと思うんだけど、根本だけ決めておきたいんだけど、要するに1月にやるということは、年1回やりましょうという委員長の方針だろうなあと思って、その1回がそういう特定団体とするか、一般市民とするかと。テーマによって変わるんで、建設と産業と農業、土木、いろいろありますから、絞って一般市民とやるか団体とやるかと。1月ということは年1回だと。

私たちは今、研修も視察も何もないんで、本当にやすきに流れているなあというのが私の意見でして、やっぱり市民と議会というのは話し合う機会を持っていくというのが正しいので、委員長に意見を言っているんじゃないんだけど、私はどっちかという後退論というふうに捉えましたが、この委員会で年に1回、1月にやるというふうに決まれば、それはそれですけど、基本的には議会基本条例実施要綱の改正をしなきゃいかんと思っています。以上です。

○委員長　ほかに皆様方、御意見は。

○古池委員　何にしましても、今回はコロナ禍だから、今の1月か2月にやるということになると、まだまだ状況を見ないかんわけだわね、新型コロナウイルスの。そうすると、やっぱり団体だったら短い期間で意見交換会の道筋ができると思う。一般市民だと周知の前段階が長く要りますので、一応私は団体との意見交換をやったほうがいいと思います。

○委員長　宮田委員、御意見ありますか。

大丈夫ですか。ありがとうございます。

○委員長　鈴木委員、よかったですか。

○鈴木委員　意見交換会じゃないじゃないかという話なんだけど、本来は聞くだけにしましょうというスタンスだったよね、今さらの話。というのは、やっぱり議員の思いだけで言っちゃうと、要するに言いつ放しになったりとか、あるいはやっぱり市の基本的な考えを乗り越えて言ってしまうようなこ

ともあるので、気をつけましょうねというところがあったんだよね。

だから、それまでどちらかというところと当局に代わって市政説明会みたいなところがあったんだよね、正直なところ。要するに逸脱せんように、希望的な観測で議員は物を言ったらいかんよと。

そのこのところの線引きが非常に、本当の意見交換会というのは、何のたるべえ、議員でございます、私の所感を述べさせてもらいますというふうにやらないといかんわけだから。でないと違うわけだから。それが議会の総意とか江南市の総意みたいなふうにとられたらいかんわけだから。その部分なんですわ。そこさえ配慮してやってもらえばいいと思うんだけど。だから、なかなか交通整理が難しいと思います。

○委員長　それでは、皆様方から御意見をいただきました。

建設産業委員会の所管する項目でテーマを組みたいな、そして、そこに関わる団体から意見交換できたらというところで、1月とは言えないので、1月頃に設定させていただきたい。その部分を正・副委員長にお任せさせていただきたいと思いますが、御一任いただくということによろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ありがとうございます。御異議なしということにさせていただきます。

異議もないようでございますので、それでは、この先、正・副委員長で協議し、決めさせていただきたいと思いますので、この件につきまして、後日御報告させていただきたいと思います。

もし御意見が出るようでしたら、また追加で言っていたら結構です。

では、これもちまして、以上で本日の委員会の議題は全て終了ということになりますので建設産業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 3 時 07 分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 尾関 昭